前進
週刊
発行所
前進社
編集・発行人　田上伸
本社
豊島区東池袋2―62―9
電話―(03)984―8651(代)
振替　東京88867
関西支社
大阪市北区中崎町161
電話―06―371―7558
振替　大阪16016
中国支社
広島市大手町5―12
電話―(0822)41―4678
振替　広島30027
九州支社
福岡市祖原15―26
電話―(092)83―0454
振替　福岡18659
1部50円
月ぎめ250円（〒共）
郵送読者の購読料
1部半年1500円・1年3000円
2部半年3000円・1年6000円
3部以上は送料当方負担

反帝国主義・反スターリン主義の旗のもと
万国の労働者団結せよ！
革命的共産主義者同盟全国委員会

騒乱罪粉砕・三月調印阻止へ

コザ暴動、国頭、毒ガス、全軍労に続き

全土で沖縄奪還の火の手を

一月八日、琉球警察本部は昨年十二月二十日の英雄的なコザ暴動に対して騒乱罪の適用を発表した。さらに、九日、政府は「返還協定」調印の三月くりあげを発表した。騒乱罪適用はしないという方針をひるがえし、現在の段階になって騒乱罪発動という大報復弾圧にふみ切ったということは、かのコザ暴動がいかに日米支配階級を震撼せしめたものであるかを改めて立証したと同時に、彼ら支配階級が沖縄県民の一切の抵抗をも武力で鎮圧する方針を固めたことを示したものである。われわれはかかる重大な攻撃を直ちに砕き、彼らの狙いである毒ガス・全軍労・返還協定粉砕闘争の圧殺を、闘いそのものの文字通り騒乱的発展で打ち返し三月、「返還協定」調印を粉砕しなければならない。

コザの怒りをわれわれのものに

「人を殺して無罪とは何だ！」

去る九月十八日、糸満町で金城トヨさんを酔っぱらいの無謀運転でひき殺した米兵トミー・L・ウードに対する裁判で、那覇空軍内軍法会議が十二月十一日下した「無罪。その理由は説明する必要なし」という判決に対するこの怒りは、ひとり糸満町々民にとどまらず、いまや沖縄全島に燃え広がっている。

「これでは沖縄人は犬コロ同然ではないか！」

この心からの叫びは、直接的には、米兵のわがもの顔の横暴極まる運転によっていつも生命の危険に脅かされている沖縄県民の怒りを表現したものであるが、しかし今日ではそれ以上の内容が含まれていることをしっかりと把まねばならない。

いや、むしろ、この叫びは今日沖縄で起っている全事態を最も痛烈に、最も端的に表わしているといっても過言ではないのである。

まさに、この糸満町の怒りが、あの十二月二十日のコザ暴動をもたらし、国頭村の実弾射撃演習阻止闘争をもたらし、いまや、毒ガス撤去闘争、全軍労三千人首切り反対闘争をはじめとして全島に燃え広がろうとしている戦後二十五年間にわたる全抑圧の歴史への訣別の闘いの根底に共通して流れ、貫ぬかれているものなのである。

われわれは、まず、「七二年復帰」前年（であるがゆえにこそ）たる今七一年冒頭に何故に攻撃が襲いかかっているのかを鋭く見つめ、同時に、その諸攻撃に対決する沖縄県民の新たな怒りと闘いに真に自己を一体化することから闘始しなければならない。

さる十二月二十日のコザ暴動は文字通り積年の米軍による「人を人とも見ぬ」全抑圧史と、「復帰」という名の下に行なわれている沖縄の反動的再編に対する県民の総反撃ののろしであるが、われわれはこのコザの怒りを真に共有し、全国民のものとすることなしには一切の沖縄闘争はありえないと考える。いや、この怒りがなければ全ての「沖縄闘争」（と名のつくものであっても）は血の通ったものでなく、無意味であり、空論であり、裏切りですらあることをはっきりと胆に銘じておこう。

今こそ、われわれ日本の全ての人民はコザの怒りに共にふるい立ち、怒りの島＝沖縄からの新年の呼び声に直ちに応え、本土でも闘いの火の手を上げ、日本全土を、「沖縄奪還！」「返還協定粉砕！」の熱い声でうずめ尽さなければならない。

実に、沖縄の運命はここ数カ月の、いやこの一月の、しかもその前半の対決に明白にしぼり上げられつつある。

しかも、それは沖縄現地の必死の攻防にしっかりとかみ合った本土の運動が早急に、しかも大衆的につくり出しうるか否かに大きく左右され始めているのだ。

われわれは全力をふりしぼってこの時代の動向を決定するカギを握りしめなければならないのである。

七〇年―七二年過程に大追撃を

さて、現在の沖縄の極めて流動的な情勢は一体何なのか、それは何によってつくり出されたものか。

一言でいって、それは六九年十一月の「日米共同声明」にはじまる「七二年返還」路線が沖縄のかかえる問題、別の言葉でいえば沖縄県民が「復帰」にかけた要求を何一つ解決するものではないこと、すなわち「七二年返還」のペテン性が沖縄県民自身の手で大きく打ち破られつつあること、そして、そのことによって政府のいわゆる「七二年返還」なるものは大破綻の危機に見まわれている、ということである。

コザ暴動にはじまり、全島に燃え広がっている米軍との大衝突は、かつては米軍の力によって抑えられ、また、日本政府のペテン的返還政策なるものによって沈黙を余儀なくされようとした沖縄県民の実践による声に他ならないのであって、このようにはじめて沖縄県民が「七二年返還」なるものに回答をはじめたとたんに、「七二年返還」そのものが危機に立ち、さらには米軍の支配とその権威すら危うくなっていることの中に、沖縄をめぐる今日的問題点の全てが鋭く浮き彫りされているのだ。

まさに、沖縄県民の「本土復帰・基地撤去、永久核基地化阻止」という復帰にかけた要求を何一つ実現しようとせず、現状を肯定改悪したものを「七二年返還」の名の下に押しつけようとした日帝の目論みは沖縄県民の実力の声によって「待った！」をかけられたのであり、沖縄県民は日本政府に頼らずとも自らの手で根底的要求を勝ち取る闘いに直手してしまったのである。

かくして、「七二年返還」は前提であるどころか、そのものが危機に立ち、ブルジョア的「返還」か人民的奪還かは最初から、根底から問い直されることになったのである。そして、沖縄の「返還」は決してすでに終ったのではなく、ただ人民の闘いによる奪還の道しかありえず、必ずその道は存在するのだという「沖縄奪還」のわれわれの提起は、コザ暴動を契機とした沖縄の闘いによって唯一、正しいことが明らかになりつつある。

「サ条約三条破棄」をはやばやと引きおろし、沖縄闘争から一番早くシッポをまいて立ち去ってしまった革マル派を筆頭に、社共既成左翼らは六九年十一月「日米共同声明」をもって「返還」は決ったのだという（佐藤内閣の）「前提」に参ってしまい、完全に方向を見失なった。

そして、彼らは、よもや沖縄県民が再び、いや永続的に立ち上ることなど夢にも考えず、沖縄県民の怒りとその力を信じずただ佐藤内閣の「返還は決った」という宣伝のみを信用して「七二年返還」にかかわる一切の武装を解除してしまっていたのである。

だから、彼らは、「返還」の宣伝をはね返し、さらにその上に、人民的奪還の道が存在することなど夢にも考えていなかったのである。

だが、このような革マルや社共の（佐藤内閣の）宣伝にあやつられるという）おめでたい夢は、コザ暴動という荒々しい現実の衝撃によって打ち破られた。

今日の沖縄の事態は、「七二年」という日米政府間でかわした「期限」が近づけば近づくほど、「復帰」が人民の要求したものにならないように居坐り、存続、権限強化の攻撃を急ピッチで推し進める米帝の策動と、他方では「七二年」までは自らの権限が形式的には及ばぬことを理由に、米帝の必死の居坐り策動に苦しむ沖縄県民を防衛しないどころか結局は米帝の攻撃を追認し、自らの進出のための反動的野望をいかに「返還協定」に繰り込むか、ということにのみ必死の日帝と、そして、かかる日米両帝国主義の両面からの圧力を自らの力で抗し、復帰にかけた要求を結局は全て自らの力によってしか沖縄奪還は勝ち取れないのだということを日夜確認しながら、まさに爆発的エネルギーを今や見せはじめた沖縄県民の文字通り三つ巴となった死闘が展開されているということなのである。

それは、まさに「内乱的死闘の七〇年代」の序曲であり、これに勝ちぬくか、否か、はわれわれ全日本人民の死命を制するといっても過言ではなく、沖縄が日帝のアジア侵略の突破口であるとするならば、広く全アジア人民の未来にも深い意味をもつものであるといわねばならない。

かかる重大な攻防に対して、とりわけ本土の運動が沖縄の地の緊迫と闘争の進展、そのテンポに著しく立ち遅れていることは全く許されないことである。

むしろ、われわれは、今日の沖縄の闘争の全てを勝利に導くこそこそが「七二年返還」過程を破綻に追いやり、「返還協定」粉砕への最も重要な力であることを確認するがゆえに、現在の沖縄の闘いに鋭く本土の運動を対応させていかねばならない。

そして、沖縄―本土を結ぶ全国的沖縄闘争は「返還協定粉砕―沖縄奪還！」を鮮明にしたわれわれのみがなしうることであって、コザ暴動による「返還」の危機をつきつけられ、いやいやながら「サ三条破棄の精神は生きている」（内部通信『解放』新年号）などと泣き言をいいながら廃棄した（はずの）スローガンにはたきをかけながらおずおずと持ち出してきて目を白黒させている革マル派や、勃興してきた沖縄の力をただただ解体した「返還要求」運動の再建に利用しようとし、「あまり激しくなると復帰の妨害になる」として運動を体制内的に抑圧する側にまわっている社共等の既成左翼の手によっても、沖縄の力は殺されこそすれ、決して生かされることはないのだ。

しかし、万一、われわれの運動が立ち遅れた場合には、沖縄の闘いは日本政府によって対米交渉への「圧力」にさえ利用されかねないのであって、かかる卑劣なる策動を許さず、「七二年返還」に関する全プランを粉砕し、沖縄の人民的奪還（本土復帰・基地撤去、永久核基地化阻止）の道が切り開きうるか、否か、は唯一つ本土の全て人民の呼応にかかっているのだ。

しかも、これは冒頭に述べた如く、まず本土人民が毒ガス、射撃場、れき殺（裁判権）、首切り、等々という沖縄県民が受けている死のような重圧を自らのものとして受けとめ、これが決して他人事ではなく自己の問題だとして、主体的に対決することによってのみなしうるのである。

この問題は、さし当り、七一年における全日本人民の第一の試練として受けとめてよいであろう。

この試練を日本の革命的左翼がまずもって突破しうるるか、否か、は巨万の日本民衆の運動を引き出しうるか、どうかの岐路であり、七〇年代の前方に向って日帝打倒めざした内乱的死闘の階級闘争を実現しうるか、否か、の第一の関門である。

コザ暴動をわれわれの本質的怒りへの契機とせよ！

これがわれわれの目標であり、スローガンである。

怒濤の如く、沖縄奪還闘争に突進しよう！

17日に第二波 沖縄闘争

17日、正午、日比谷野外音楽堂（予定）

闘争スケジュール

1月15日	日韓条約―日韓法的地位協定粉砕闘争／正午、日比谷野音
16日	各地区入管闘集会、デモ
17日	騒乱罪適用粉砕・沖縄現地闘争勝利・沖縄奪還大闘争
18日	東大決戦二周年総決起集会／二時、安田講堂前
22日	狭山差別裁判徹底糾弾、部落解放人、民連帯集会／五時半、全電通会館
29日	破防法第七回公判闘争 小西反軍裁判第五回公判新潟現地闘争
31日	三里塚強制収用攻撃はじまる
2月3日	中核派政治集会／五時半、豊島公会堂
4日	全軍労ゼネスト二周年・返還協定粉砕・沖縄奪還大闘争
11日	紀元節粉砕闘争

1・15日韓法的地位協定粉砕に起て

日本人民の奥深く入管闘争の戦列を構築せよ

1・16「永住権」申請期限切に際して

日韓法的地位協定にもとずく在日朝鮮人の「永住権」申請期限の七一年一月十六日はいよいよ数日後に迫ってきた。日韓条約・日韓法的地位協定という、日本帝国主義と朴政権の一体となった超反動的な「日韓体制」の重圧のもとに、在日朝鮮人六十万（在日中国人、アジア人民）の運命が握られようとしているのである。十五日、日比谷野外音楽堂に全都の労働者、学生、高校生、市民を結集し、「日韓条約・日韓法的地位協定粉砕、出入国法案国会再上程阻止、「永住権申請期限切れ」による在日朝鮮人への民族抑圧・分断の強化を許すな」をスローガンに東京入管闘を軸に労学総決起集会をもとうとしており、全国反戦もすでにとりくみを決定した。われわれは日韓法的地位協定との闘いのもつ深刻さを徹底的にとらえなおし、一・一五をもって闘いの徹底的強化をはからねばならない。

（1）

われわれは六五年日韓闘争敗北以降の最も厳しい困難な時期の在日朝鮮人の闘いを、完全に孤立したまま放置し、日本帝国主義と朴政権の一体となった攻撃のまえに、われわれ自体防衛闘争ひとつとりくむことなく放置してきたことにたいし深刻に自己批判するとともに、七・七、十・八、劉彩品さんの闘い、巫召鴻、劉昌道君の闘い、朝鮮籍書きかえの闘いなどからこの闘われわれが学んできたものを徹底的にわがものとし、一・一六以降さらに一層決定的に困難な局面に入る在日朝鮮人民の闘いとの厳しい連帯の地歩をわれわれのなかにしっかりときずかなければならないのである。一・一六をもってわれわれは入管闘争のさらに新たな一歩をふみださなければならない。日韓条約粉砕・日韓法的地位協定粉砕、入管法再上程阻止、入管体制粉砕・日帝打倒の闘いをもって、在日朝鮮人、中国人、アジア人民との革命的連帯をめざす、不断の闘いにさらにふみださなければならないのだ。

一九七一年一月十六日は、日韓法的地位協定にもとずく「永住権」申請の期限切れの日として、歴史的な日となろうとしている。

われわれは、一九六五年日韓闘争敗北の深刻な意味を、昨年の七・七、十・八集会の過程で、在日アジア人民の先進的な仲間から、激しく糾弾されるまで全く自覚しえなかったという現実を徹底的に自己批判的にとらえかえすとともに、六五年日韓闘争の敗北が、現在、在日朝鮮人六十万のうえに「七一年一月十六日」という現実として重々しくのしかかっていることを直視し、日韓法的地位協定にもとずく「永住権」申請期限切れの日「七一年一月十六日」を、日韓条約粉砕・日韓法的地位協定粉砕の闘いの新たな出発の日としなければならないのである。

日韓条約は、日本帝国主義が、「大韓民国政府」（朴白色反革命政権）を「朝鮮にある唯一の合法的な政府」（日韓基本条約第三条）として承認し、この朴白色反革命政権への「有償無償五億ドル」の「独立の祝金」をもって、半世紀にわたる日本帝国主義の朝鮮に対する植民地支配を全て「合法であり、正当であった」として承認させ（日韓基本条約第二条は「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である……」として日本帝国主義が朝鮮を植民地として「併合」する過程で暴力的におしつけた日韓併合条約（一九一〇年八月二十二日）日韓新協約（一九〇七年）乙巳「保護」条約＝第二次日韓協約（一九〇五年）第一日韓協約（一九〇四年）日韓議定書（一九〇四年）などは全て「有効であった」――「もはや無効である」――すなわち朝鮮は「合意のうえで」日本に併合され、日本の植民地となった（！）とされている）そのような立場から「両国間の関係の正常化」＝南朝鮮への日本帝国主義の再侵略を決定したものであった。

まさに日韓条約の本質は、日本帝国主義が朴白色反革命政権を、「朝鮮にある唯一の合法的な政府」とすることによって朝鮮の南北分断、民族分断に直接に、積極的に手を下し、日本帝国主義の植民地支配の歴史に対する糾弾には「強盗の論理」でひらきなおり、朴政権を手びき人にして、再び朝鮮に新植民地主義的支配権を確立しようとした点にあった。

日韓基本条約とともに結ばれた日韓法的地位協定は、徹頭徹尾この日韓基本条約の精神をもって貫かれているのである。

（2）

すなわち日韓法的地位協定は、在日朝鮮人の〝歴史性〟を一切抹殺し、在日朝鮮人六十万の運命（「法的地位」）を日本帝国主義と朴白色反革命政権との間で決定してしまおうという超反動的な徹頭徹尾反人民的な内容のものなのである。

そもそも朴白色反革命政権を、「朝鮮にある唯一の合法的な政府」とする立場から、朴政権との間で在日朝鮮人六十万を拘束する「法的地位」について何らかの「協定」をとりむすぶこと自体が「強盗の論理」であり、在日朝鮮人六十万に対する恐るべき攻撃なのである。まさに日本帝国主義は、日韓法的地位協定をもって、在日朝鮮人六十万に対するこの攻撃を宣言したのである。

それゆえ日韓法的地位協定の反動的性格は、第一に、日韓法的地位協定をもって、在日朝鮮人六十万の「法的地位」としようとすること、それ自体のなかにあらわれるのである。

日本帝国主義は日韓法的地位協定をもって在日朝鮮人六十万総体を日韓関係の[illegible]系列化し、その支配網のなかに組み入れ、抑え込んでいくことをねらったのである。それゆえにこの攻撃は、最も直接的には韓国籍強要の攻撃として現われたのである。

国会での答弁で吉田健三入管局長は、一九六五年から七〇年までの五年間に、「朝鮮の記載から韓国籍に書きかえた数字は、七万三千五百八十八名、まあ、大体七万三千余でございます。それから韓国籍から朝鮮への書きかえは約百三十程度でございます」と答えている。

この日韓条約以降の七万三千余名の朝鮮籍から韓国籍への移行によって韓国籍の在日朝鮮人が三十二万余となり、逆に朝鮮籍の在日朝鮮人は二十九万へと減り、朝鮮籍と韓国籍の数は逆転したのである。

この間の七万余にのぼる朝鮮籍から韓国籍への変更が、在日朝鮮人への日本政府のめちゃくちゃな韓国籍強要の攻撃に支えられて行われたことは多くの事例から見ても明らかである。

さらに日本政府は、一九六五年十月二十六日の「統一見解」によって、外国人登録上の「朝鮮」、「韓国」という記載はともに国籍を意味するものではなく、用語であるとのそれまで一貫してとってきた見解を一変し、「韓国」という記載のみは「現時点から見れば『大韓民国』の国籍を示すべきである」という一方的通告をもって強権的に韓国籍のみを正式の国籍として宣言し、以後韓国籍から朝鮮籍への書きかえは「原則として認めない」との立場を明らかにしたのである。

この韓国籍のみを在日朝鮮人の正式の国籍とする、という、この「統一見解」の攻撃こそは、日韓条約、日韓法的地位協定を貫く日本帝国主義の対朝鮮政策の一大原則であったのであるが、このような「統一見解」の立場が、いかに在日朝鮮人六十万に敵対し、脅威を与えるものであったかは、これを前後して韓国籍の在日朝鮮人のなかから朝鮮籍への書きかえの運動がおこり、一九六六年末には韓国籍から朝鮮籍への書き換えを希望する在日朝鮮人の数は実に二万六千名におよんだ、という事実だけをとってみても明らかである。

日本政府は二万六千名にもおよんだ朝鮮籍への書きかえの要求を一切圧殺し、（先の吉田入管局長の答弁でも六五年から七〇年の五年間に韓国籍から朝鮮籍へ書きかえられたものは、二万六千名ものなかからわずか「約百三十程度」なのだ！）一方では韓国籍の強要を強権的に、手段を選ばず行ってきたのである。

一九六五年の日韓条約締結当時にはまだ二十五万ほどであった韓国籍を、七一年一月十六日、日韓法的地位協定にもとずく「永住権」申請期限までの五カ年間に、どんなことをしても六十一万在日朝鮮人のうちの過半数にまでもっていき「韓国籍こそが、在日朝鮮人の主流」という状態をつくりだしてしまう、ということに、日本帝国主義の在日朝鮮人に対する中心的な攻撃がすえられていたことは明らかである。

一九六五年の日韓闘争敗北後のこの五年間、日韓法的地位協定をもって在日朝鮮人六十万の「法的地位」とし、そのことによって基本的には日韓関係（日本帝国主義と朴白色反革命政権）のもとに、その支配網のもとに在日朝鮮人を組み入れ、民族的基本権を直接にふみにじり、帝国主義的支配を貫こうとする日本帝国主義と、それを断固拒否する在日朝鮮人六十万との日夜をわかたぬ闘いが続けられてきたのであり、全国で闘われている朝鮮籍へのかきかえの闘いは、その先端における闘いなのである。

（3）

第二に、日韓法的地位協定の反動的性格は、朴白色反革命政権との日韓条約によって、半世紀にわたる朝鮮に対する日本帝国主義の植民地支配の歴史は一切清算された、という立場から、日韓法的地位それ自体が、在日朝鮮人六十万からその歴史を抹殺する攻撃としてあるということである。

日本帝国主義は、戦前には全ての朝鮮人民からその国籍を奪い、文字通り強権的に「日本国籍」を強制してきたのであり、事実在日朝鮮人には、一九五二年のサンフランシスコ条約まで、法律的には「日本国籍」を強制してきたのである。だからサンフランシスコ条約にもとずいて、在日朝鮮人が「日本国籍」から離脱する際にも「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」（法律一二六号）として事実上の永住を認めたのである。この法律一二六号は、日本帝国主義の百年にわたる朝鮮（中国台湾省）に対する植民地支配の歴史の直接の結果として日本に生活している在日朝鮮人（中国人）の存在を日本帝国主義自体も無視しえず、他の一般外国人と区別して法的にも「本邦に在留することができる」ことを認めたものであった。

日韓条約によって、朝鮮に対する植民地支配の歴史を帝国主義的に「清算」した日本帝国主義は、日韓法的地位協定をもって在日朝鮮人の「新たな法的地位」とすることによって、法律一二六号を否定し、抹殺する攻撃に出てきたのである。

一九六五年以降の韓国籍強要―「永住権」申請促進の攻撃は、それ自体が法律一二六号に対する攻撃であったと同時に、さらにもっと大きくは日韓法的地位協定をもって法律一二六号にとってかわる文字通り法律一二六号の存在そのものを否定し、抹殺する攻撃としてあったのであり、現にそのような攻撃としてあるのである。

現に日韓法的地位協定の締結と時期を同じくして、法律一二六号に対する攻撃はあらゆる不当な理由をもって全国的に強められてきているのである。六九年四月から七〇年六月の約一年間に特別在留者が全国で八千人も増加しているが、そのほとんどは種々の不当な理由で法律一二六号の在留資格を奪われ、法務大臣、入管当局の「自由裁量」のもとで意のままにされる不安定な特別在留者に「格下げ」されたものであり、法律一二六号剥奪の攻撃の激しさを示すものである。まさに巫君の、入管当局による不当な一二六剥奪に対する闘いは、法律一二六号剥奪の攻撃に対する最先端の闘いであったのだ。

さらに、日韓法的地位協定にもとずく「永住権」が、その具体的内容において、これまで法律一二六号で認められてきたほどの「永住権」すら保証するものではなく逆に強制退去を容易にするものであり、さらに「永住権」申請に伴う「審査」が全く犯罪人を対象とする身辺調査と何ら変らぬやり方で徹底的に行われており、在日朝鮮人を犯罪人視している等々に対し、韓国籍の在日朝鮮人のなかでもこの五年間激しい闘いが続けられてきているのである。

日韓闘争の敗北以来この五年間日本帝国主義の南朝鮮侵略の深化につれて強まる攻撃にさらされながら、それゆえ孤立した困難な闘いを強いられつつも、在日朝鮮人

（6めんにつづく）

四月地方選に六氏の推選を決定

わが同盟は、七一年四月統一地方選挙を迎えるにあたって、全国五地方から立候補が予定されている六氏を責任もって推選し、その当選のために同盟の総力をあげて闘いぬくことを決定した。推選候補者は、東京・杉並区議選長谷川英憲（現区議）、静岡・静岡市議選白鳥良香（静岡商工会）、愛知・豊田市議選渡久地[illegible]（現市議）、同小林収（豊田市政研）、鳥取・米子市議選オニキ五郎（牧師）、長崎・長崎市議選岡まさはる（牧師）。（二めん詳報）

長谷川英憲氏（東京・杉並区）

白鳥良香氏（静岡・静岡市）

[illegible]（愛知・豊田市）

小林収氏（愛知・豊田市）

オニキ五郎氏（鳥取・米子市）

岡まさはる氏（長崎・長崎市）

東大全共闘が呼びかけ

新たな大学闘争の突破口を

1・18東大安田講堂前へ

一月十八日、東大全共闘の呼びかけ・主催の下、六九年東大一月決戦二周年総決起集会が、東大安田講堂前で開催される。

全国全共闘は、東大全共闘の提起をうけ、全ての学生の総結集を訴えることを決定した。

第二次大学闘争の全国的爆発の突破口をなした六九年東大一月決戦の二周年を迎える東大では、現在、地震研究所を突破口に、臨時職員問題をめぐって、職員、学生一体となった新たな闘いが展開されている。職員を先頭に、労学一体となった闘いに対して、当局は機動隊導入―ロックアウトの攻撃をかけてきたが、それをもっても闘いは破壊されることなく、逆に、ロックアウトを破産に追いこみ、地震研占拠・解放闘争が闘いぬかれている。この職員、学生一体となった東大の闘いは、機動隊支配下の大学での闘いの一つの方向性をはらむものとして注目されねばならない。

一・一八集会の第一の意義は、このような闘いを展開している東大全共闘の提起をうけとめ、新らたな大学闘争の突破口をきりひらいていくことにある。すでに昨秋から、東大の他、日大、法政大等において、機動隊支配に屈せず、新たな大学闘争が闘いはじめられているが、われわれは、一・一八を突破口に大学闘争を再び自己の課題として真正面からかかげ、ますます反動化する大学と闘わなければならない。

第二の意義は、昨秋奪還された山本義隆全国全共闘議長を先頭に全国全共闘の圧倒的な大衆的強化をかちとることである。七一年前半、沖縄返還協定調印と入管をめぐる大闘争をかちとるか否かは、七〇年代の帰すうを決するのであり、全国学生の沖縄返還協定調印阻止の闘いと入管法再上程をはじめとする入管闘争への一大決起は全国全共闘をおいてありえないのである。第二次大学闘争―七〇年決戦を闘いぬいた学生はもとよりその闘いによって新たに全国全共闘の闘いに結集しようとするよう多数の学生をも総結集して、全国全共闘の強化をかちとっていくことが決定的なのである。

一・一八集会は、沖縄返還協定調印阻止を軸とする七一年前半の闘いと、新たな大学闘争にとって決定的な位置をしめている。

一月十八日、東大安田講堂前に総決起せよ！

東大一月決戦二周年総決起集会

■日時　1月18日　正午　東大集会
　　　　2時　全体集会
■場所　安田講堂前広場

推選6候補の当選めざし、地方選に勝利せよ

長谷川候補先頭に秦野を打倒し美濃部の再選を

革命的共産主義者同盟

一、激動の過程を共に闘いぬいた六氏

七一年統一地方選挙を迎えるにあたり、わが同盟は、全国五地方から立候補が予定されている左の六氏を責任もって推薦し、その当選のために全力あげて闘いぬくことを決定した。

東京・杉並区議選　長谷川英憲（現区議）
静岡・静岡市議選　白鳥良香（静岡商工会）
愛知・豊田市議選　渡久地政司（現市議）
〃　　〃　　小林収（豊田市政研）
鳥取・米子市議選　オニキ五郎（牧師）
長崎・長崎市議選　岡まさはる（牧師）

地域住民闘争の先頭にたつ六氏

長谷川英憲候補は、六七年四月に当選をかちとって以来四年間、杉並の地において地方議会の腐敗と闘うと同時に、安保粉砕・沖縄奪還闘争の先頭にたって闘いつつ地域住民の運動の組織の中心をになってきたわが革命的共産主義運動にとっての誇るべき地方議員である。とりわけ、六七年十・八羽田闘争を契機に秦野前警視総監の直接的指揮にもとづく機動隊の弾圧と国家権力の強権的支配がおそいかかるや、きりひらかれた闘いの地平を地域住民の内部に定着させるべく杉並革新連盟を組織して帝国主義と対決する住民運動のセンターを築きあげてきた。

そして自らは、羽田・佐世保・王子・三里塚・沖縄のいわゆる「激動の七ヵ月」の闘いの先頭にたち二回にわたって不当にも逮捕されるという経験を基礎に杉並救援会を発足させ、七〇年代の内乱的死闘の時代をきりひらく先進的役割をになってきた。しかも地方議員としても、住民の手に区政をとりもどすための闘いを一貫して遂行し、区議会常任委員会などの公開を要求して闘い、区長・区議の歳費値上げを阻止し、反動的教科書使用を弾劾し、いち早く道路建設そのものに反対して闘うことの必要性を訴えつづけてその組織化に着手し、在日朝鮮人の「朝鮮籍」書きかえ要求にたいしては、区議会内でも闘うと同時に、住民大衆の区長交渉を粘り強く組織してきた誇るべき革命的地方議員である。その結果、五〇年代から六〇年代にかけての「平和と民主主義」を守る既成左翼運動の砦ででもあった杉並区を、帝国主義の侵略と植民地支配、自治体破壊と生活危機に抗して闘う砦に転化する方向性を明らかにしてきた闘う議員であることをいまここであらためて指摘しなおす必要もないであろう。

白鳥良香氏は、六〇年四月、静岡商工会事務局員となって以降十年間、静岡の地において帝国主義のたえざる収奪の対象にさらされている零細業者の組織化のために一貫して闘いぬいてきたすぐれた市民運動家である。そして六四年日共の反革命的な四・一七ゼネスト破壊に反対して同党を除名され、商工会が日共民商の激しいきりくずし工作に直面したときも、商工会の防衛を勝利的に貫徹することによって革命的共産主義運動との交通をつくりあげ、全学連・反戦青年委の闘いと零細業者の血みどろな闘争とを有機的に結合する重大な結節点の役割を果してきた。

しかも白鳥氏は、五一年に日本共産党に入党し、五二年の朝鮮戦争に反撃する日共の武装闘争を静岡の地において先頭にたって担いきり、国家権力からその責任を問われて、五七年四月から翌年三月まで水戸刑務所に服役するという貴重な経験を蓄積している活動家であり、この闘いが基礎にあるからこそ、十・八以降静岡地方における救援闘争に責任をもってかかわってきた市民活動家である。市民大衆を共産主義運動の側に獲得していくためには、白鳥氏のような存在こそ決定的な役割を果すであろう。

われわれは、統一地方選挙にのぞむにあたり、このような苦闘をつづけてきた白鳥氏を責任もって推薦しうることを心から誇りに思うものである。

さらに、渡久地政司豊田市議会議員は周知のとおり、愛知大学在学中に六〇年安保闘争を闘いぬきその質を地域住民のなかに定着させるべく、トヨタ独占の町である豊田市において、六三年四月市議選に立候補、二十五才の全国最年少で当選をかちとった。以来八年間、市議二期をつとめ、そのかん豊田市政研究会を組織して住民運動のセンターを築きあげ、わが革命的共産主義運動との交通を深化させてきた誇るべき地方議員の一人である。そして、十・八羽田闘争を契機に全国的に救援運動の組織化が展開されるや、地方議員の責務としても、救援運動に全力をあげ、同時に一貫してトヨタ独占体に完全に従属している市議会の腐敗をあばきだし、住民大衆自身の闘いを粘り強く組織してきた。

その結果、市議二期八年間の闘いの蓄積は、豊田市政研の市民にたいする影響力を著しく定着させ、今次市議選においては、豊田市政研からさらに一名立候補させ、豊田市議会に複数の議席獲得をめざす決定をおこなった。その立候補者が小林収氏である。われわれは豊田市政研のこの決定を心から歓迎し、渡久地、小林両氏の当選をかちとるべくともに全力をあげた選挙闘争に突入することを誓うものである。

米子市は、鳥取、島根の山陰地方の中心に位置する重大な町である。交通の拠点であるばかりでなく、戦前からの日本帝国主義の軍事的中心地であり、戦後もそのままひきつがれた。しかも境港市をひかえ、入管体制強化のもとで在日朝鮮人にたいする民族的圧迫をより一層激化させている山陰地方における基軸をなす町になり始めている。このような地において、日本アライアンス教会牧師のオニキ五郎氏が、市議選に立候補の決意をしめされたことをわれわれは心から支持するものである。

オニキ氏は、鳥取県開拓伝道のために米子市に単身ふ任して以来生活苦と闘いながら、キリスト教の布教と伝道に従事してきた牧師である。氏は、十・八羽田闘争を契機に、全学連や反戦青年委の闘いとの接点を拡大し、牧師の立場にたちながらも安保粉砕・沖縄奪還・日帝打倒の日本階級闘争の当面する基本路線の実現のためにともに闘うことを公然と表明されてきた。

そして六九年十一月決戦で山陰地方の労働者・学生が多数起訴されるや、救援活動に全力をあげ、山陰統一救援センターの代表となり、同時に中国地方における市民運動の中心的担い手としての役割を終始一貫果してきた人であり、オニキ氏の立候補決意表明は、山陰地方における革命運動の飛躍的前進をかちとる重大な契機となるであろう。われわれは、その当選のために、全力あげて闘うものである。

岡まさはる氏は、戦後、ルーテル教会の牧師として長崎で布教に従事すると同時に、反戦牧師とよばれているように、一貫して反戦闘争を闘いぬき、労働者・学生の闘いをつつみこみながら既成左翼との対決をはかり、在日朝鮮人の基本的人権の防衛、被爆者の救援などの先頭にたってこられた人である。

長崎市は、周知のとおり、長崎造船社研の闘争を基軸に長崎造船のなかに革命的左翼の不抜の影響力をつくりだすことによって、日本労働運動の最大の戦闘的拠点を形成している地方である。そして長崎造船の闘いに呼応して、日放労、全逓などの不屈の闘いが遂行され、労働者階級の闘いを政治的に定着させる必要がとくに要請されていた地である。このような地にあって岡氏が立候補決意を表明され、その闘いを推進する広汎な戦線が形成されたことに、われわれは心から連帯し、同時にその当選のため全力を集中しなければならない。

革共運動の飛躍かけた闘い

わが同盟が、統一地方選挙を闘いぬくのは、六七年についで二回目である。六七年統一地方選挙の際には、美濃部選挙、都議補選と結合された杉並区議選を闘いぬき同時に渡久地氏の再選のため、われわれは全力を集中してきた。六七年統一地方選挙終了と同時に、参戦国化を粉砕するために、佐藤訪ベト阻止の羽田闘争に自己の全存在をかけて決起することによって、わが革命的共産主義運動は、六九年十一月にいたる激動の二カ年間を権力との血みどろの対決の中で闘いぬき、日本帝国主義のアジア再侵略を阻止する七〇年代の内乱的死闘の時代への突入を自らきりひらいてきた。

全国五地方から立候補が予定されている六氏は、この激動の過程に文字どおり身を投入されてきた人たちであり、今日、そのような立場にたって市民戦線の一角を革命的左翼との共同の闘いのなかで担いきる不屈の闘争をつづけている人たちである。そして七・七集会での在日アジア人民からの告発を主体的にうけとめ、われわれと共に全国各地において入管体制粉砕の闘いを日常的に担いきり、同時に沖縄返還協定四月調印阻止にむかっての労働者人民大衆の闘いの爆発を築きあげるなかで、地方選挙闘争を闘いぬこうとしている人たちである。

したがって全国五地方からの五予定候補者の当選をめざして闘いぬくことは、文字どおり六七年以来の四年間の血みどろの闘争の蓄積を民衆に問うことを意味すると同時に、わが革命的共産主義運動の政治的地平を一挙に飛躍させるべき重大な場であるといわねばならぬ。われわれは、長谷川、渡久地両候補の再選をいかなる妨害をもはねのけてかちとると同時に白鳥、小林、オニキ、岡四候補の当選をもかちとり、地方選挙闘争を勝利に導びくため、全同盟の力を結集した選挙闘争態勢を築きあげるとともに、すべての支持者諸君が、地方選挙闘争への支援に決起されることをここに心からよびかけるものである。

二、日帝のアジア侵略と革命的議員の役割

六九年十一月、日米共同声明を契機とする日本帝国主義のアジア再侵略の公然たる開始は、いまや帝国主義の軍国主義化を露骨におし進め、国民的統合のイデオロギーとしての天皇制イデオロギーを公然ともちだすことにより、明治以来の日本国家の排外主義をあおりたて、侵略と植民地支配にむかって国民総動員体制をしきつめようとしている。そして軍事警察機構の肥大化と強大化を基礎に警察国家化への道を一層推進すると同時に、行政権力のボナパルチズム化を促進し、アジア人民にたいする民族抑圧政策を強化しようとしている。

侵略の開始と地方自治体の再編

そのため六〇年代からたえず追求されてきた地方自治体の帝国主義的再編は、アジア再侵略の公然たる開始のもとで、ますます露骨となり、自治体を帝国主義国家権力の直接的下請機関に転化し、住民支配を強化せんとたくらんでいる。七一年度から全国五都市五十万人を対象に試験的に実施し七二年度から全国化される国民背番号=ナンバリゼーション化は、地方自治体を住民支配のテコに再編し侵略の強化にむかって国民総動員体制をしきつめるきわめて反革命的な攻撃のあらわれである。そして公共投資を次から次へと拡大し侵略基地として国土を全面的に再編するため、道路・港湾・鉄道・空港・通信の立体的・総合的整備を促進する手段に自治体を位置づけなおし、軍需独占性の肥大化ともみあって侵略にみあう大改造計画を北から南にいたるまで日本列島にしきつめようとはかっている。

このような状況のもとにあって、そもそも六〇年代日本帝国主義の「高度成長」の矛盾が累積し、住民大衆の日常生活が極度に圧迫され始めているのとあいまって、七〇年代アジア侵略の公然たる開始のもとで、帝国主義と住民大衆の非和解的・敵対的矛盾は極度に露呈し始めている。

全国いたるところで爆発し始めている公害の発生は、決して地方的、特殊的現象であるどころか、もはや普遍性をもって住民大衆の上に重くのしかかり、侵略基地として日本列島大改造計画が進行し公共投資が拡大していく中で、自然と人間の有機的統一が破壊され人間の存在そのものが根底から脅かされるまでになっている。道路渋滞が発生して排気ガスにおおわれ、ひとつの工場をつくれば、たちまち大気汚染その他にみまわれるという恐るべき事態は、核戦略を前提とする軍需独占体の拡大にともなう重化学工業部門の強化、農業・繊維産業などの切りすて、運輸通信手段の軍事的・治安的再編にともなってますます破壊的な規模をもって進行している。そして地方自治体はその下請機関にますます再編されようとしている。

もはや人間の存在そのものをとりかえすためには、アジア侵略を内乱に転化する闘いと結合して「モノ」の建設を一切阻止していく闘いを爆発させることこそが緊急の課題になってきている。生命と生存が根底から脅かされることに基因する住民大衆の怨嗟にも等しい怒りの蓄積は今日、すでに全土をおおい始め、そのための独自の闘いが既成左翼の影響力をはなれて形成され始めている。社会党や共産党に代表される既成左翼のように自治体に「圧力」をかけ、「モノ」を対置することによっては、もはや今日の危機を突破するなんらの解決策とはならず、それは帝国主義のペースにますますはめこまれていくだけなのである。

そしてこのような立場からおこなう自治体闘争は、共通の土俵の上にたっての自民党との腐れ縁をますます強めるだけであり自治体の帝国主義的再編に手をかす結果になることは、六〇年代の自治体内の彼らの対応をみるだけで十分であろう。そしてこのようなことの帰結は、入管体制強化のもとで在日朝鮮人の国籍書きかえ要求が全国的に起こったとき、福岡県田川市にたいし、法務省の介入がおこっても全国の地方自治体における彼らのいわゆる「革新」議員の無対応ぶりが全面的に暴露される結果をともなってしまっているのだ。それは、彼らが被圧民族としての自己の存在をなにひとつ自覚することができず、帝国主義の存在を前提とする地方機構の安楽椅子に安住してしまっているからにほかならない。

革命的左翼と民衆の生きた交通

国防白書の四次防、五次防にいたる防衛力増強計画は、一方で排外主義と愛国主義をあおりたて、徴兵制の施行をもたくらみ始めるところの現実の問題となってしまっている。このようなときに、民衆の怒りを代表して、帝国主義のアジア侵略に真正面から対決する地方議員の存在は、六〇年代にもましてますますその比重を増大させている。いま統一選挙にあたって必要なことは、百人、千人のカウツキーやベルンシュタインをつくることではなく、一人のリープクネヒトを全国各地方の拠点のなかにつくりだしていく闘いなのだ。

長谷川区議会議員や渡久地市議会議員の四年間、八年間の闘いが、ものがたっているように、一人の革命的議員がその地方に存在していることによって、帝国主義に対決する住民運動の一切のセンター的機能を果し、弾圧を粉砕し、犠牲者を救援する大衆的拡大をつくりだすばかりでなく、議会のなかに存在していることによってしか暴露することのできない生き生きとした宣伝を日常的におこなうことを可能にするものだ。議会にわが革命的共産主義運動を進出させ闘いの地平を政治的にさらにきりひらくということは、破防法体制下において革命党の存在そのものがたえざる弾圧の対象にさらされる中で、合法的拠点を拡大させ、安定させ、革命的左翼と民衆との生きた交通を恒常的に定着させていくためにはかり知れない役割を果たすのである。これは杉並区における経験にてらすまでもなく明らかなことだ。

そして階級闘争の「平和的発展」が幻想的におおっている時代とは異なり、内乱的死闘の七〇年代革命と反革命との対決が、労働者人民大衆の日常の生活過程のすみずみにわたってまで展開されるような時代に入れば入るほど、革命運動の勝利のために、帝国主義を打倒し、全人間の解放をかちとる闘いの現実性がますます前面にかかげられてくるときに、民衆の日常の怒りに基礎をおき、民衆の闘いを地域的にも日常的に組織していく中心的役割を果す地方議員の存在はますます重要な意義をもってくるものだ。選挙への介入、議会への進出、それは平和的な時代の幻想であり、革命と反革命の血みどろの対決の中にあっては、もはやそのようなものにかかわることをやめるべきだという意見があるとすれば、それは帝国主義を打倒する現実性がますます明確になってきているとき、労働者人民大衆をどのようにして組織していくかについて根底から闘うことを放棄する日和見主義の一形態にしかすぎない。

もちろん、そのような意見が、革命的左翼の周辺におこっていることは、既成左翼がますます議会主義の泥沼のなかにひたりきり、議会を革命の立場から徹頭徹尾利用するというマルクス主義の原則的立場が、四分の一世紀以上にわたって放棄されつづけているからだ。しかも「革新」議員といっても、ビール腹をつきだしてボス支配と腐れ縁をつづけているという嫌悪すべき姿しか民衆が想起しえないからである。

すなわち既成左翼の腐りきった議会主義への堕落は、現実に自らの闘いにたちあがった民衆の内部に反議会主義的対応を同時にもた

（四めんにつづく）

予定候補六氏の経歴

長谷川英憲　一九三八年長野県に生れる。三十二才。高校卒業後、会計検査院に就職し労働組合運動に従事、会検労青年部書記長。そのかたわら、早大第二政経学部を卒業。その後、杉並区で青年運動、住民運動にたずさわり、杉並反戦青年委員会代表をへて、六七年四月、杉並区議に当選。現在、北小路敏とともに杉並革新連盟代表。杉並救援会代表。公害に反対し自然をとりもどす杉並協議会代表。現住所　杉並区高円寺南四の二九の六

白鳥良香　一九三二年静岡県に生れる。三十八才。一九五一年日本共産党に入党、高校時代より民青の活動に従事し、五一年三月民青静岡市委員会常任。五一年の静岡メーデー事件で起訴、同年八月、朝鮮戦争反対のビラまきで逮捕・起訴、五二年七月静岡火炎ビン事件で逮捕・起訴。五六年四月最高裁で火炎ビン事件実刑判決が確定し五七年三月まで水戸刑務所に服役。六〇年四月、静岡商工会事務局員となり今日にいたるが六四年、日共の四・一七スト破壊行為に反対して同党を除名される。現住所　静岡市大岩一七九。

渡久地政司　一九三七年大阪市に生れる。三十三才。愛知県立豊田西高校をへて愛知大学法経学部卒業。六〇年安保闘争を闘った後、トヨタ独占体と対決する市民の闘いを組織する運動をおこし、六三年四月、豊田市議選に立候補、全国最年少二十五才で当選。六七年の市議選で再選、市議二期つとめ今日にいたるが、そのかん市民運動のセンターとしての豊田市政研究会を組織、住民運動の先頭にたち、羽田闘争以後は、労働者・学生の救援に全力を注ぐ。現住所　愛知県豊田市寺部町一の七八。

小林収　一九四四年東京都に生れる。二十五才。県立刈谷高校をへて名古屋大学法学部卒業後、同大学院修士課程を六九年三月修了。専攻、ニューディール期の労働運動と労働政策。豊田市政研の中心的活動家となり今日にいたっているが、現在、豊田市労働者市民救援会事務局長。現住所、愛知県豊田市宮上町二の二〇。

オニキ五郎　一九三五年佐賀県に生れる。三十五才。日本アライアンス聖書神学校を卒業後日本アライアンス教会教職補。五七年九月、同教団より鳥取県開拓伝道を命ぜられ、今日にいたっているが、現在、日本アライアンス教会理事、同山陰教区長、米子・安来・多里教会牧師。鳥取大医学部ＹＭＣＡ顧問。奨訳サークル〝わらび〟顧問。昨秋の佐藤訪米阻止闘争で山陰地方の労働者・学生が多数起訴されるや、救援活動に全力をあげ、山陰統一救援連絡センター代表となる。七〇年八月、米子市政研究会を組織し代表。現住所　鳥取県米子市錦町二ー八〇。

岡まさはる　一九一七年大阪市に生れる。五十三才。大阪市立扇町商業学校卒業後、日本福音ルーテル門司教会で洗礼を受けるが、共産主義者だった兄の影響を受け、天皇制打倒を固く決意。海軍通信学校を卒業後、太平洋戦争に召集。三三年八月から敗戦まで広島江田島海軍学校教員となり天皇制教育の実態を見て憤激。現在日本福音ルーテル教会九州地区副教区長、同教会総合方策委員長、長崎県憲法を守る会常任理事、人権擁護長崎県民会議代表委員、長崎・在日朝鮮人の人権を守る会常任理事、原水爆被災白書をすすめる長崎市民の会代表、長崎地区不当処分反対同盟を支える会副会長。現住所　長崎市興善町二の二六。

☆　☆

六氏を推せんする

秋山勝行	前全学連委員長
浅田光輝	立正大学教授
荒畑寒村	社会運動家
石田郁夫	ルポ作家
井上光晴	作家
岩田宏	詩人
内田剛弘	弁護士
大井正	明治大学教授
岡村春彦	俳優
岡本潤	詩人
及部克人	デザイナー
春日庄次郎	社会運動家
北小路敏	社会運動家
久保田達郎	三菱長崎造船[illegible]
黒田喜夫	詩人
国分一太郎	教育学者
小中陽太郎	作家
古波津英興	沖縄県人会
小山弘健	社会運動史研究家
柴田道子	児童文学者
新谷のり子	歌手
角南俊輔	弁護士
関根弘	詩人
鶴見俊輔	評論家
鶴見良行	評論家
寺山修司	詩人
戸村一作	三里塚芝山連合空港反対同盟委員長
野田真吉	映画作家
葉山岳夫	弁護士
前野良	評論家
松浦総三	ルポ作家
真鍋博	イラストレーター
丸木位里	画家
丸木俊子	画家
丸山邦男	ルポ作家
水戸巌	物理学者
宮島義男	カメラマン
村上薫	軍事評論家
森本和夫	評論家
山口武秀	農民運動家
山崎建夫	故山崎博昭君兄
山下菊二	画家
山西英一	社会運動家
雪山慶正	専修大学教授
吉川勇一	社会運動家
米倉斉加年	俳優
渡部義通	歴史学者
渡辺美佐子	俳優

（以上アイウエオ順）
十二月三十一日現在

立候補にあたっての決意

ときすまされた銛に

東京・杉並区議選　長谷川英憲

四年前、はじめて区議会に当選したとき、私は「民衆から区議会という末端ではあるが権力の一機関の中に打ちこまれた銛となる」と書いた。銛は武器である。民衆の武器である。この期間、私はそうなるために全力をあげた。しかし、五十万区民の中にわけ入り、杉並に新しい住民運動を築きあげてゆく仕事は、まだまだ端緒についただけである。いや地域住民とともになさなければならない課題は公害や物価問題、反戦平和の運動をはじめますます多様になり、しかも、重要さと緊密性をましている。銛はもっととぎすまされ、もっとがっしりと太くし、それを使いこなす民衆の腕を増やさなければならない。

四月統一地方選挙は東京においては、秦野前警視総監の立候補する都知事選と重なる。いうまでもなく秦野は、十・八羽田闘争をはじめとする一切の闘いに敵対し、民衆の革命的決起を弾圧し抑圧し破防法や騒乱罪の本格的発動をはじめて行なった張本人である。これを民衆の敵として断罪し、五十万杉並区民の前にその本質を徹底してあばき、叩き落さなければならない。「四兆円の東京改造計画」を日本資本主義の総力をあげて実現する、という「秦野ビジョン」がアジア再侵略に向けて国内治安体制を欲している権力が首都の民衆の不満をそらし、抑圧するためのものであり、いかに民衆にとって多大な犠牲をもたらし、公害をはじめ都市問題をもっと深刻なものとしてしまうか、いかに資本や支配者のためのものであるのかを、民衆の実感の中から暴露し、首都の保守支配奪還の目論見を粉砕するために全力をあげなければならない。自動車の排気ガスを原因とする光化学公害は、車のための道路投資を軸としたこの計画のもとでは間違いなく増大し、都民をバタバタとたおすだろう。

さらに、地方自治が住民の手から奪われ、再編され、アジア再侵略にともなう国内反動の重要な手段とされていくこと、例えば現に在日朝鮮人をはじめとする在日アジア人抑圧の先兵であり、さらに住民をコンピューターによってより徹底して掌握しようとする「背番号制度」も現実化しつつあるのだ。これらに対決しうるのは、日本帝国主義のアジア再侵略に根底から対決しうる力を地域住民の奥底から築いていく以外にない。その意味で既成政党との「真の革新とは何か」をめぐる闘いにもかちぬかなくてはならない。住民の不満、不安の中から怒りをひきだし、その先頭に立ち、四年間つみ上げてきた一切の力を出しきり、全国の同志諸君、支持者のみなさんと勝利をめざして闘いぬきたい。

本当の左翼の旗を

静岡・静岡市議選　白鳥良香

人間は特殊な情況のもとにおかれると、異常な力が発揮されるものです。しかし特殊が特殊でなくなり、その特殊情況が日常的に一般化されたとき、一時的に出された異常な力を持続させていくことは困難なことだと思います。羽田—安田講堂—六九年十一月という政治の高揚の季節に、多くの青年・学生が驚異的な精神力の発揚をもって英雄的に闘ってきました。七〇年から七一年へかけて、さらに七一年から七〇年代全体をとおして、羽田、安田が、砂川、三里塚が、コザ、北富士がごく一般的な情況となった今日、あのときは驚異であり異常とも思えた力を日常的にだしていかなくてはなりません。三島由紀夫が見せたような「美しい」見せ場のある力とは全く異質のものだけに、カッコヨク生きたい青年たちにはあまり歓迎されないでしょう。

静岡でも労働者、農民、商工業者、青年、学生が、日常的に生活している場所での運動がはじまりました。日常的な生活の場に、昨日の単なる延長としての今日を見ないで、成田、コザを見ることのできる部隊にとってはまさにはじまりです。そのことを的確にいいあらわす熟語がまだ誕生していないので仮に「住民自治の闘い」とでもいわせていただきましょうか。四月の統一選挙もその視座にとらえての活動に先進的な学生や、反戦労働者の参加がはじまりました。それらの諸君は泥にまみれることを恐れないでしょう。かつて全共闘に自己の存在理由をみたように錯覚し、反戦に反体制の美学とやらを発見して酔っ払い、しかも全共闘にも反戦にも入りきれなかったノンセクトなんとかの発する雑音「議会主義」「カーッコワリイ」等々……もいずれは私たちの一年おくれか二年おくれでついてくるのですから。そのとき彼等が「住民自治」にかわる「美しい」熟語を発明してくれるでしょう。

国道一号線、東名高速道路、新幹線、東海道線と国家の幹線道路鉄道が狭い平野部一町のなかをズタズタに切り裂く静岡市で、さらに静清バイパス、国道百五十号線バイパスで切り刻もうという国・県・市の計画に、住民が待ったをかけています。「道路は国家なり」という命題におとなしく従って抵抗一つしなかった静岡市民にとってすら、このまま権力の道路政策に従うことは、死を意味するところまできているのです。かつては道路をよくすることは生活環境を整備することだという説明も通用しましたが、現在では経済成長=道路整備=環境破壊=生活の死という数式は高等数学の場から「数のおけいこ」的な平易さをもつようになっているのです。百五十号線バイパス建設に反対して闘う長田地区住民の側に、静清バイパスに反対して闘う大岩安東地区住民の側に、道路本位の区画整理に反対する住民の側に、私たち本当の左翼の旗をしっかりと打ち立てる年に七一年をしていきましょう。

米子市政を住民の手に

鳥取・米子市議選　オニキ五郎

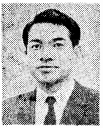

いま私は米子を真の自治体、反戦、反権力の砦とするために「米子市政を住民の手に」を高くかかげ、新たな住民運動を追求している。私が新しい責をもった住民運動の必要を痛感したのはベトナム反戦運動の中においてであった。

私と現代史（現実）とのかかわりはベトナム反戦運動にはじまる。それまでとて、決してベトナム問題や安保、沖縄といった今日的問題に目をつむっていたわけではなかった。十・八羽田闘争と山崎君の死、一ベトナム脱走兵の手配によって、今自分が生きている状況がどんな危機的な状況であるか、そして、今ここで何もしないことは日本帝国主義のアジア再侵略の加担者であることをはっきりと認識させられた。歴史の激流と侵略の加担者、同胞への加害者であることを拒否するために、具体的反戦運動をはじめた。

ベトナム反戦運動は、アメリカのアジア支配と侵略を許している沖縄、基地問題とのとりくみとならざるをえなかった。

とくに米子には、太平洋戦争中は特攻基地として、朝鮮戦争中は米軍の前進輸送基地として活躍した美保基地があるので、美保基地撤去闘争と直結した。基地問題へのとりくみは、当然、それを可能にしている日米安保体制の否定としての安保闘争とならざるをえなかった。

こういう一連のいわゆるベトナム反戦、安保闘争の中で、侵略体制、軍事体制を日常的に様々な形で支えている自治体の存在とその機能に目が開かれていった。

米子市では、現職の市長をはじめ政財界の実力者の多くが自衛隊後援会の役職にあるし、美保基地拡張事業の推進者である。教育委員会は自衛隊パレードの後援を積極的に行なうし、市内中学生まで参加させている。北区では警察・消防団が一体化して、密航者を逮捕する訓練を白昼国道上で堂々と行なっている。

日本帝国主義のアジア再侵略が開始されているとき、支配者は機動隊によって力づくで学生、労働者、市民の反体制運動を封じこめるとともに、自治体を媒介に日常的に支配体制を貫徹しようとしている。したがって、国家権力の意のままにならない美濃部都政や田川市の坂田市政に圧力をかけているのである。

こういう現実の中で、私はどうしても米子を自立した自治体、反戦、反権力の砦としなければ日本のアジア再侵略を阻止できないし市民の生活を国家権力と資本の重圧、各種公害から守ることはできないと思っている。

「米子市政を住民の手に」のスローガンの下に、多くの市民とともに市政全般を総点検し、一切のヤミ政治を追放し、生命と健康を守り、戦争協力の芽を足下からつみとっていこうと決意している。

天皇制復活を阻止せよ

長崎・長崎市議選　岡まさはる

一九四五年八月六日、私は、原爆が投下された広島で、この世の地獄さながらの惨状を目撃した。当時、広島県江田島の海軍兵学校で教員であった私は、この悲惨な戦争を一日も早く終結させることこそ真に人民を救う道であると確信し、天皇への直訴を計画した。しかしこの謀議はたちまち露見し反軍主義者の烙印をおされて私刑を受けた後、呉市外焼山の海軍通信隊に追放され、八月十五日敗戦をその地で迎えた。天皇を神格化していた天皇制政治が引き起した侵略戦争—世界の歴史に逆行する反革命の野望は、ここに敗戦という当然の帰結をもって終わったのである。

しかし、宣戦を布告し、陸海軍人を激励し、アジア侵略戦を聖戦と呼称して、その最先頭に立った天皇は、だれの眼からも明らかに戦争責任者であり、戦争犯罪人であるにもかかわらず、現在に至っても処罰されず、相変らず戦前の天皇の地位に相似する〝象徴〟の地位についているのは断じて正義に反する。

その後天皇は、昭和二十一年元旦の勅語をもってその神格をはっきりと否認したが、それはあくまでも擬装告白であり、天皇崇拝論者国家主義思想は、敗戦後といえども容易に壊滅しないことを私は予想した。そして天皇制イデオロギーの復活をこの二十五年間至るところで警告しつづけてきた。

その警告が決して徒労でなかったことは、戦後の歴史にはっきり証明された。その一つとして中央教育審議会が昭和四十一年十月三十一日に発表した「期待される人間像」は、象徴天皇を前面におし出すことに異常な熱意を示し「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる」と、右翼ナショナリズムの精神的支柱である天皇主義思想を露骨に表明している。

また津市地鎮祭問題について昨年十月七日東京地裁においてなされた元京大教授大石義雄氏の鑑定尋問の際の「天皇の祖先や国のため忠節を尽した者を祭る伊勢神宮靖国神社湊川神社など尊崇することはすべての国民の道徳的義務である」という発言は、あきらかに天皇制復活の証拠である。

また「国体（天皇制国家）を守るのは軍隊である」という実績をつくるためにクーデターを起こし憲法に体をぶっつけて死のう」と絶叫して割腹自殺した三島由紀夫事件が引き金になって、その魔術におどらされる右翼が勢力をのばし、かつての二・二六事件のようなクーデターとテロが起こる気運が醸成され出したことである。そしてこのことを十二月十一日長崎大学教養部自治会の講演会で強く警告した私に向って公然と右翼学生が集団的暴力によって攻撃をしかけてくる時代となってきたことである。

この天皇制イデオロギーに基盤をもって日本帝国主義、日本軍国主義の存在をゆるす限り、人民の自由と権利と幸福はありえない。私たちは、人民の自由と権利と幸福を守りぬくためには、革命によるほかはないことを確信する。

いまや、敗戦後日本のすべての体制や価値観がことごとく崩壊する中で、全く新しい時代を労働者人民の手できりひらき、それを支える価値観を実現する闘いを展開していくべきである。それには、まずこの死滅していない天皇制イデオロギーとの対決と、その撲滅が重要課題である。そして超反動的な日本帝国主義、排外主義的イデオロギーで武装した天皇制の延命の道、アジア再侵略の道を断固として粉砕しなければならないのだ。

トヨタ独占にクサビを

愛知・豊田市議選　渡久地政司
〃　〃　小林収

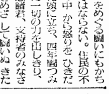

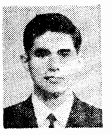

一、周知のように豊田市は、乗用車で五〇%以上の国内シェアをもつ、トヨタ自動車独占資本の支配下にある町です。市内の労働者のほとんどが、トヨタ自工か、その下請け系列にある企業で働いており、「トヨタ様のおかげで生活していける」という意識が根強く存在しています。

昭和三十四年に、市民の反対を押し切って、市名を挙母市から豊田市と強行に変更し、今では、市長・市会議長共にトヨタ自工出身者で占められています。更にトヨタ労資は一体となって、衆議院に一名（民社）、県会に二名（民社）、市会に四名の議員を送り出しています。市議会では、三十六名中三十名の与党派議員の中で、トヨタ出身議員がイニシアチヴを握っており、古い自民党議員は、彼らのための挙手機械になってしまっています。

このように巨大独占企業が地方自治体を完全に支配しているのは豊田市だけが特殊な例ではありません。日本資本主義が産み出した「工業都市」と言われる地方都市は、ほとんど全て、この種の問題を抱えていますし、また、労資一体という支配形態は、同盟—総評右派の労働戦線統一路線の延長上にくるであろう、日本全体の支配構造を暗示するものだと言えます。

したがって、余りにも資本主義的なこの豊田市で、私たちが勝利する—すなわち、「トヨタ様のおかげで生活している」意識を「俺達の生きた労働と生活とが会社をもうけさせてやっている」意識へと変革する—ことができるならば、七〇年代の全国的な民主主義政治への一つの突破口になりうると確信しています。

二、もちろん闘いは容易なことではありません。二期にわたる議員活動を通じて、渡久地政司が先頭に立った運動によって、市政研は、社・共と異なった新左翼としての市民権を、この町において得るに至りましたが、残念ながら今だ、トヨタ独占の支配に対して有効なクサビを打ち込むには至っていません。今度、渡久地と小林が議員（=職業的活動家）になることを決意したのは、単に議員を一名増すということではなく、一プラス一を三にも四にもすることによって、新たな闘いの戦線を整備するためです。六〇年代末の学生・青年労働者の果敢な闘いが、七〇年代闘争の飛躍を強いている現在、私たちの闘いも数量共に大きく飛躍せねばなりません。

当然のことながら、私たちは議会主義路線のみをとる者ではありません。しかし、一地域に腰をすえて持続的な活動をし、政治的領域で住民の意識を変革していくためには、議員であることが極めて有効な闘いの武器になることは明らかです。

今度の選挙戦で私たちが勝利することによって、市政研は名実共に、豊田市の左翼内の主流派として、地方政治の責任ある党派として登場することが可能になります。私たちは、是非このことを可能にして、地域闘争・自治体闘争の分野での、新左翼運動としての任務を果したいと思っています。

全国の各戦線で闘っておられる同志の皆さんの支援をお願いします。（写真上・渡久地氏、下小林氏）

三里塚

反対同盟、総反撃を開始
収用裁決、特措法認可と対決

千葉県土地収用委員会は、去る十二月二十六日、すでに六次にわたって空港公団より収用申請がなされていた新東京国際空港建設第一期工事の第一次分割申請分、七畝二十一分の権利取得ならびに明渡し裁決を強行した。これに先だって十二月二十四日、建設大臣は、三里塚芝山連合空港反対同盟よりの空港公団による「事業認定に対する異議申し立て」を一方的に却下し、三里塚芝山農民の農地収奪に特措法をもってあたることをあきらかにしており、千葉県土地収用委員会の第一次収用裁決の強行がこの建設省の強力な指示のもとになされたことは、明確である。しかも、反対同盟のたたかいによって機能マヒにおちいっていた県収用委員会をして、この強引な裁決を行なわしめるや、建設省は直ちに二十八日、第一期工事を「特定公共事業」として認可、土地収用法に関する特別措置法適用の決定を行なったのである。

三里塚芝山農民のたたかいに対するこの特措法の適用は、千葉県土地収用委員のなかでも但馬委員長をはじめとする極反動派を鼓舞激励した。周知のごとく一年余の反対同盟によるたたかいの結果として解体寸前的状態におちいっていた土地収用委員会をたてなおし公開審議なしの収用裁決強行の体制をとらしめたのである。そればかりか、その体制によってもいまや全く絶望となった第二次申請分以下の約十三町歩の反対同盟用地に対する強権発動（建設大臣による直接の代行裁決）を準備したものである。

ここに三里塚芝山連合空港反対同盟の闘争は、四年六カ月にわたる政府・公団・友納県政一体となったあらゆる策動、恫喝、弾圧を次々うち破り、ついにあからさまな国家権力との赤裸々な対決のなかに突入したのである。しかも、第一次収用裁決の明渡し期限は本年一月三十一日であり、三里塚をめぐる情勢は決定的段階をむかえるにいたったのである。

一方、四月知事選をひかえる友納県知事は、一月三十一日以降できるだけ早期に、強制執行を強行し、三里塚芝山のたたかいを圧殺し空港建設本工事の見通しを確定したうえで、三里塚空港問題の解決者として知事再選をねらっているのだ。

したがって闘いは、何よりも一月の徹底した先制攻撃を強制代執行責任者友納武人への糾弾のたたかいとして、爆発せずにはいないであろう。第一次分裁決発表以来現地三里塚においては政府、公団、友納に対するいかりが全地域をおおっている。

一月二日、三里塚芝山連合空港反対同盟は七一年年頭の実行役員会を開催し佐藤政府、友納県政にむけての総力をあげた戦いに突入することを宣言した。すでに一月一日より開始されている少年行動隊の早朝デモ、同盟内における新たな戦力として成長し、実行役員会事務局に正式メンバーをおくることになった三里塚高校生協議会の活動が全員の拍手のなかで報告され、さらに老人行動隊からの「早期決戦にたて」との提案文の発表は、菅沢老人行動隊長の真情を吐露し、気迫にみちた演説となって全員の胸にせまった。そして現地闘争と知事糾弾を柱とする五大行動方針が、数時間にわたる活発な討論の末に満場一致決定された。次いで、少年行動隊より同盟事務局に対し「長期同盟休校を準備して下さい」との申し入れがあったことが発表された。

反対同盟七一年第一回実行役員会のこのような討論と諸決定は、三里塚芝山のたたかう農民が、その全力量をあげて政府、公団、友納に対する総反撃を開始したことをはっきり示したのである。

「公団も収用委もでたらめばかりでっちあげて何が裁決だ。来るなら来てみろ」――農民は怒りにもえている。

地下壕掘り、徹底抗戦へ

一月六日早朝、三里塚芝山の全反対同盟部落は一斉になりひびくドラムカンとサイレンを合図に行動を開始した。現地強制収用阻止闘争にむけての第一波闘争の日だ。

午前九時、手にクワ・カマ・スコップをもった反対同盟員は、家族ぐるみ駒井野団結小屋に集結した。その数は五百名。

九時半、団結小屋前で集会が開始された。短時間のうちあわせの後、直ちに六カ所の対象地に散った反対同盟は、徹底抗戦の強固な陣地構築に入った。

地下十五㍍の穴を掘った部隊。穴と穴を地下深く連絡する横道。迷路のごとくまがる、延々数十㍍に達する横穴。

老人から婦人、少年少女まで、終日行なわれたこの行動は、特措法に対決し、強制収用執行をきめた権力に対して、心底からの怒りにみちたものであった。

「こうなりゃ戦争だ。公団や機動隊に一アワふかせてやるぞ」、「備えはできた。徹底的に闘うぞ」と、反対同盟の農民たちは口口に決意を語る。

またこの日、少年行動隊は、近くでタコあげ大会を開き、「強制収用粉砕」「すすめ少年行動隊」と書かれたタタミ三畳分の大ダコをあげたが、さらに周辺地域への宣伝活動にものり出そうとしている。三高協も授業放棄で周辺十数高校へのビラまき、オルグを決定婦人行動隊、青年行動隊は連日周辺十数カ村への宣伝活動に突入。

全学連現闘はこれら諸闘争の先頭にたち、連日、各人数十㌔のオルグ活動を貫徹している。

一方、地元千葉県反戦は緊急アピールを発し、同盟に連帯して、この日、「全県庁職員に訴える、友納の強制執行の加担者たることを拒絶せよ」とのビラ入れを行い県下における執行吏友納糾弾闘争を開始した。

一月六日、七一年三里塚闘争はその幕をきっておとしたのだ。闘う三里塚芝山農民の前人未踏のたたかいの開始にすべての労働者、農民、学生は連帯のたたかいをもってこたえよ！

沖縄 燃え上る新たな怒り

沖縄本島北部
国頭村

米軍砲弾演習を実力阻止
村民五百名が基地突入
米兵と激しい乱闘

沖縄の米第三海兵師団は、年末もおしつまった十二月三十一日、沖縄本島北部の国頭村（くにがみそん）伊部岳における砲撃演習の強行をはかったが、国頭村民ら七百名の激しい実力闘争によって阻止された。手に手にオノ、カマ、ノコギリをもった数百の村民が鉄条網を踏みたおし演習場内になだれ込み、シャベルをもつ米兵を激しい乱闘で圧倒する中で、ついに米軍は一発の空砲もうてないばかりか運び込んだばかりの兵器や資材までもヘリコプターでそうそうと運び去っていったのである。二十一日に米軍が演習計画を発表して以来、国頭村そのものを廃村においこみ、国頭村民に死を強要するこのあまりにも無謀な演習に、沖縄県民は激しく抗議し、琉球政府もまた強硬な中止要求をくりかえしてきたが、米軍はこれをおして三十一日の演習強行をもくろんだ。だが国頭村民は、この日、小学生も中学生も、老人も主婦も「とにかく受けるもの全員」の総決起をもってこれを文字通り実力阻止したのである。

保守色の強いといわれた国頭村におけるこの闘いは明白にコザ市暴動をうけつぐものだ。それはさらに住宅街を通る毒ガス移送実力阻止闘争へ、三千名首切り粉砕全軍労ストライキへと沖縄全島をおおう圧倒的闘いへと発展しようとしている。二十五年間、耐えがたきを耐え、積もりに積もった沖縄県民の怒りは、ついに米軍基地と米軍支配に対する猛然たる闘いとして爆発したのである。沖縄県民が二十五年間耐えたのは、本土復帰のその日のためであった。六八年首席公選の時、沖縄県民が「沖縄の繁栄」を唱う自民党の西銘ではなく、彼が「沖縄にイモとハダシをもたらす」と罵倒した屋良を選んだのは、まさに一日も早い本土復帰を望んだからであった。だがこの県民の声をうけ入れるかのごとく登場した日米帝国主義者の「沖縄返還政策」は沖縄に何をもたらしているのか。基地は撤去されるどころか、さらに強化されている。米軍は沖縄県民をあいもかわらず虫けらのようにあつかっている。二十五年間、沖縄県民を恥ずかしめ、その生活を破壊し、その生命をおびやかしてきた現実は何も変らない。変ったのは、本土政府が県民の声をおしつぶして基地沖縄を永続化するために直接のり込んできたことだけなのだ。

いまや、わが沖縄百万県民はこの日米帝国主義者による沖縄返還政策のペテン性をその行動を通じて知りはじめたのである。

国頭村一帯に実弾射撃演習場を建設したい――と、二十一日米軍が申し入れたとき、村民は「復帰が決まったいまどき、基地の新規接収とは時代逆行もはなはだしい」と怒りを爆発させた。

沖縄北部山岳部の国頭村一帯の国有地には、以前から広大な米軍ゲリラ訓練場があった。だがこの訓練場が設置された一九五五年の段階で、時の民政官と国頭村長の間で、住民には絶対迷惑をかけない、実弾射撃には使わないという覚え書きが交換されていた。なぜならここは本島唯一のうっそうたる森林地帯で、国頭村民の六〇％はこの山に依存して生活しているからである。

この地域には二一万坪の自然保護林、一八七万坪の造林がなされている。近くの山から部落の人たちは建築のサポート材や農具材、パルプ材を切り出し、生計を立てている。さらに付近には公有地、私有地の農耕地がひろがっている。

砲弾で原野林に火がついたら、もう消しとめる術はない。演習で山と畑への道をしゃ断されるだけでも、収入の少ない農民には毎日の食事をとりあげられると同じなのだ。それだけではない。「国頭演習場で、北富士と同じ一五五㍉りゅう弾砲を使うとすれば、射程距離三十㌔の中に楚州部落がすっぽり入っているのである。たとえ他の大砲を使っても着弾地のすぐ近くには小学校もあれば中学校もある。流れ弾が落ちない保障はなにもない。

楚州部落の区長は「演習の間、全部落民を避難させよということか」と燃えたぎる怒りに声をふるわせた。Aさんは「わたしたちは祖先代々この地に生きてきた。だれにでも生きる権利はあるはずだ。それなのに部落に銃口を向けて実弾を撃つとは私たちに死ねということだ」と涙声で訴えた。ある主婦は「中学二年の娘が新聞を先に読んで、かあちゃんこれでも立ち上らんとどうする、といわれた」と語った。

実弾射撃演習場
国
頭
佐手
与那
楚洲
危険地域
安田
安波川

米軍は、忍草農民の英雄的闘いに阻止された北富士の代りとしてのこの国頭演習を年末のどさくさにまぎれて強行しようとした。しかし伊部岳密林地帯の発射基地やヘリポート自体は去年のはじめから、ヘリコプターによる資材運搬が進められ、「爆破中・立入禁止」の立看板が立てられ、村民にはまったく秘密のうちに工事が始まっていたのだ。完成したコンクリートでかためられた発射基地は「樹海にうかぶ空母の様相を呈している」という。そして米軍は基地完成の後、演習地は、ゲリラ訓練地内であるから新規土地接収にならないとして、琉球政府に対する単なる一方的通告をおし通そうとした。これは本土政府にさえ「五五年の覚え書きに反する行為」といわしめ、愛知まで「大変な問題だ」と語るほどデタラメなことなのだ。

通告は年末から演習を始め、二月十五日まで続ける、条件がよければ永続するというものだった。

二十六日、国頭村臨時議会は、「実弾演習場の撤去」を全会一致で決議、村ぐるみ阻止闘争を決定同日の安田部落常会は「実弾演習場阻止結成大会」に切り替えられた。二十七日、楚州部落の全戸主を集めた臨議会も急拠阻止決起大会に切り替えられた。二十九日の村議会は満場一致で「射撃演習場撤去対策本部」を設置、発射基地近くに番小屋をもうけ、いつでも多数の動員ができる態勢に入った。具体的な阻止行動について話し合うとき、北富士の忍草母の会の闘いが例に出された。「汚物をかぶって機動隊にぶつかった」三里塚の話も出た。

しかし米軍は三十日になって演習はまず空砲で、実弾は住民が納得してからとしながらも、予定通り三十一日に強行すると発表したのである。「どうせ生活の場を失うなら、命をかけても阻止する」――国頭村民は決死の闘いに立ち上った。

冷たい小雨のふきつける三十一日朝七時半、国頭村民六百が全員カマ、ノコギリなどを手に村民大会に集まった。小中学生数十名も参加、労働者など支援部隊は百名。村民は直ちに着弾地点とみられる森林地帯に展開、四ヵ所で白い煙ののろしをあげた。三十名の決死隊は樹木がおい茂り、泥んこになった急傾斜の山と谷を越えて演習場にむかった。他の約七十名の精鋭隊はすでに伊部岳頂上の米軍監視塔を占拠、腰かけを燃やしてのろしをあげている。演習開始の午前十時には、決死隊を先頭に演習場に到着した村民は二百名にふくれあがり、米兵とのもみあいが続いた。鉄条網がふみたおされた。十時四十分には四百名の村民のうち一人が基地内に突入した。さらに三人が続いた。基地内で木の枝をもった村民がシャベルをもった米兵と激しくわたりあい、米兵を圧倒、十一時すぎには、ついに鉄条網は完全に破られ、五百名が基地になだれ込んだ。

こうして十一時半に米軍は演習中止を発表、十五分後にヘリコプターで砲座をはじめ、演習機材を運び去ったのである。

二日、演習場撤去を再度申し入れた国頭村山川村長に対し、米軍はこれを拒否する一方、「演習再開のさいは三十日前に村に通告」することを文書で約束した。三十一日の偉大な勝利を闘いとった国頭村民は不抜の確信をもって演習再開を許さず、必ずや演習場完全撤去まで闘いぬくだろう。

国頭村民は自分たちの力で、闘いの中で、その生活と生命を立派に守りぬいた。米軍が奪い去った沖縄の土地、山や森や海や河や道路を、そしてひき殺しても無罪などというまったく蔑弄、蔑視され続けてきた沖縄県民の人間としての尊厳を、わが沖縄県民は、ついに自らの力で奪いかえす闘いに決起したのだ。これこそ沖縄奪還闘争である。

わが沖縄百万県民の闘いの偉大な高揚は、これをうけとめ、これに呼応する本土人民の決起を、これまでのいかなる時期よりも激しく要請しているのである。

写真は演習場に突入した国頭村民

生命おびやかす毒ガス移送
美里村は実力阻止を決定

沖縄における毒ガス兵器は、一昨年七月の沖縄基地でのガスもれ事故で発覚して以来、沖縄県民の最大の恐怖と怒りの的となっておりながら、米帝国主義の居直りとペテンによって、その撤去のメドもたたぬまま一年半が過ぎた。

県民の生命をかけた叫びの前にやむなく、昨年十二月、「具体的撤去作業」として〝レッド・ハット作戦〟なるものが提起されたがこの「撤去作戦」そのものがあまりにも県民の人間性を無視し、県民にとっての安全性を無視したものであるがゆえに、県民の怒りはさらに燃えあがっている。

とりわけ、十二月二十日のコザ暴動に際してのランパート声明が「このようなことが起こるなら撤去はしない」という、米帝国主義者の傲慢さをまる出しにしたものであることによって、また、あくまでも米帝が既定方針どおり、安全性無視の「撤去」を行なおうとしていることによって、県民の怒りと反撃は最高潮に達し、「こんな撤去なら実力で阻止する」闘いに決起しようとしている。

われわれは、この沖縄県民と怒りをともにし、米帝国主義者に、そしてこの沖縄県民の不安に乗じて、火事場泥棒的に制服自衛官を「撤去作業立ち会人」として派遣しようとしている日本帝国主義者に、最大限の糾弾をあびせなければならない。

レッド・ハット作戦の犯罪性

十二月四日、レアード国防長官は沖縄の毒ガス兵器をジョンストン島に移送するとの計画を発表、十一日には、これを〝レッド・ハット作戦〟と名づけて、七一年一月に百五十㌧のマスタード・ガス（からしガス）を運び出すこと、またその具体的経路をあわせて発表した。

だが、このレッド・ハット作戦なるものは、第一次分が総量（一万三千㌧）のわずか一％（百五十㌧）にすぎず、それ以後の移送の展望が何ら具体的に明らかにされていないばかりか、米本国で毒ガス兵器を輸送する際に適用される安全対策すら全く適用されていない、無謀・非道の一語につきるものなのである。

図解一に明らかなように、移送経路は、毒ガス兵器の貯蔵してある知花弾薬庫から、輸送船に荷あげする昆布軍港天願桟橋まで、住宅密集地である沖縄本島中部の石川市、具志川市、美里村などをつっきる、十一・二㌔にわたる民間道路を使用するのである。

毒ガス輸送にあたっての米国内の安全基準は、毒ガスの存在する地点から半径最低八㌔、最高四十八㌔以内の住民を避難させるというものである。この最低八㌔という基準をこの場合に適用しても、石川市、具志川市、コザ市、恩納村、金武村、読谷村、嘉手納村、美里村、北谷村、北中城村、与那城村、勝連村など、二十万八百九十人、実に全沖縄人口の五分の一を避難させねばならないことになる。（図解二）

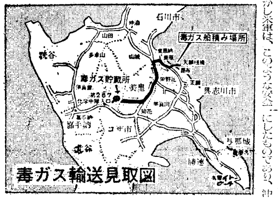
毒ガス輸送見取図

↑図解 1

↓図解 2

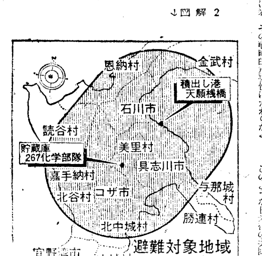

しかし米軍は、このような安全基準の存在すらひたかくしにし、「とにかく安全だ。避難の必要はない」の一点張りで、避難の指示も防毒マスクの配布も何ら行なおうとはしない。ところが、十一日の記者団への説明会では、報道陣と関係技師に対しては防毒マスクを配布することを明らかにしているのである。

ランパート発言の反人民性

このように、レッド・ハット作戦なるものは、沖縄の住民を人間とも思わない、民族的蔑視を露骨にしたものであり、沖縄県民は新たな生命の危険にさらされているのである。

それがより露骨にされたのが、コザ暴動にさいしてのランパート高等弁務官の声明である。彼はそこで、「このようなこと（コザ暴動）はジャングルの世界であると〝ジャングル〟の住民＝ベトナム人民と沖縄県民にともに憎悪をもやし爆発したあと、「（毒ガス）撤去作業に対するじゃまやサボタージュ……このような脅威が完全になくならない限り作業の開始を承認しないことをここで確言する。……けさの暴動は二つの目的（毒ガス撤去と復帰）を阻害するもの」であると語った。

毒ガスがそもそも沖縄に存在すること、それを県民にひた隠しにしてきたこと、ようやくにして提起した「撤去作業」も何ら住民への安全対策をはかりはしないこと、これら一切を不問に付し、逆にコザ民衆の闘いを恫喝し、居直りをはかろうというのである。

「この撤去方法しかない。それで不満なら撤去しない」とでもいいたげに。

メド立たぬ全面撤去

このように、ランパートをして「撤去したくないならしなくてもいい」といわしめたのは、実は第一次百五十㌧の「撤去」以後は、何ら撤去の見通しが立っていないという事情があること、それを沖縄県民の責任にスリ変えようとするものとしてもあったことを見ておかねばならない。

米軍当局およびランパートは、「撤去が遅れているのは、予算などの都合でジョンストン島の受け入れ施設の建設が遅れているせいだ」と、今後継続して撤去する展望のないことを露骨に示している。

また、十二月十八日、米国防総省は、米軍の保有する全生物兵器を、七一年中に千二百万㌦の費用をかけて廃棄処分にすることを発表したが、化学兵器については、その戦略的重要性にかかわりなく依然として保有することを再確認したのである。

さらに、ハワイ州選出のダニエル井上米上院議員が、ジョンストン島への移送反対声明を出したように、ジョンストン島および周辺住民の反対の声が日増しに高まっている。こうした状況の中で、ますます沖縄からの全面撤去のメドは薄らいでいるのである。

制服自衛官派遣を許すな

このような米帝のふざけきった態度に対して、日帝はその非を追及せぬどころか、「アメリカを信用せよ」と空語的に繰り返すのみで、県民の怒りをかっている。

そればかりか、第一次移送作業に際しては、「安全性確保のための立会人」という名目で、「専門家」として制服自衛官など五名を派遣することを決定している。日本人を立会わすことによって「住民の不安をやわらげ」、反人民的撤去作業をスムーズにする一方、沖縄県民に根強く存在する日本の軍隊に対する不信をも解消し、自衛隊沖縄派兵の先がけとしようという、二重の攻撃なのである。

美里村は実力阻止を決定

このような日米帝の共同の攻撃に対し、沖縄県民の怒りと反撃は日に日に高まっている。すでに十二月十一日のレッド・ハット作戦発表に対して、復帰協をはじめとする諸団体とりわけ移送経路にあたる沿道住民は、その安全性無視について鋭い追及の声をあげ、十九日には、「毒ガス即時完全撤去を要求する県民大会」を、美里中学に一万人を結集して成功させた。

とくに、移送経路中でも最も人口の密集する美里村では、十八日に村独自の「毒ガス移送安全対策委員会」を発足させ、この組織を完全撤去の日まで存続させることを決定する一方、「人類の破滅に導く毒ガスを地球上から絶滅させよう」と提起し、毒ガス移送に対する具体的要請として、「安全対策を具体的に講ぜよ、人口密度の高い美里村の知花、登川、池原各部落をコースからはずせ」などの要求をかかげた。

このような要求が米軍によってすぐ受け入れられず、むしろ第二次以後も同様の方針で行なう（つまりVXガスなどの致死性猛毒ガスも完全な無防備の状態で移送される）ことを露骨に示し、その突破口として第一次作業を一月十日より行なうことを発表するにおよんで、一月五日、美里村は、緊急対策会議を開き、米軍が既定方針通り強行するなら実力で阻止するという方針を決定した。

これは、極めて重大な飛躍を意味する。つまり、「こんな方法の撤去ならごめんだ。阻止する」というのは、「撤去はこれしかない。それがいやなら撤去はやめる」という帝国主義の恫喝を当然にもたらすものであり、むしろそれを予想してあえてこの方針を決定したということは、例えていえば、「返還はこういう仕方しかない。それに反対なら返還はしない」という帝国主義の恫喝を粉砕し、ペテン的「七二年返還」を真向から拒否し人民の手で復帰をかちとるという沖縄奪還の思想と通ずるものがあり、いわば沖縄奪還の論理を県民自身が獲得する萌芽のようなものがそこにはあるのである。

さらに、同じく撤去コースにあたっている石川高校では、反戦高協を中心に反人民的撤去に対する抗議の闘いをくみつつある。

毒ガスの完全廃棄をかちとれ

われわれは、このような沖縄県民の不退転の闘いと連帯し、沖縄からの完全撤去はもとより、その完全廃棄をめざして闘わなければならない。

毒ガス兵器は、その存在そのものが悪なのであり、地球上にある限り、それはどこにあっても破壊的作用しかおよぼさないことは明らかなのであり、われわれは美里村民とともに、「地球上から毒ガス兵器を絶滅」するために闘わねばならないのである。

全軍労がスト権
来月中旬に第一波

全沖縄軍労組は、十日に開かれた定期大会で、米軍が昨年十二月二十一日発表した基地労働者の解雇計画（六月までに三千名）の撤回を求めて、九六・四％でスト権を確立した。二月十日から十五日までの間に第一波ストをおこなう方針で、その規模は二十四時間ないし七十二時間。また二月中に第二波ストをおこなう方針である。

コザ暴動支持　首里高で1500が決起
反戦高協先頭に民政府へ抗議

【沖縄】十二月二十日のコザ暴動に対する米軍の武装弾圧に満身の怒りをこめ、それを糾弾すべく二十四日、首里高校の高校生千五百人が決起し、米民政府に弾劾の鉄槌をたたきつけた。

首里高の闘いは、すでにコザ暴動の翌日から開始された。二十一日、首里高反戦高協の提起で百名の討論集会が行なわれた。

二十二日、前日の討論集会をかちとった反戦高協が、朝礼の演壇を実力で占拠し、「朝礼を討論会にきりかえよう」と訴え、圧倒的多数の生徒の支持をえて、生徒会主催の授業放棄・全校討論会をただちにかちとった。

集会は三時間にわたるものだったが、続々と登壇し意見を表明した三十余名の生徒は、それぞれ、「コザ暴動を断固支持す」「僕もあの場にいたら同じことをやった」「米軍は当然の報いをうけたのだ」と、米軍政に対する怒りと闘いの意志をぶちまけ、二〜三の「暴力はいけない」などの発言は大衆的ヤジで完全にかき消された。そして、①コザ暴動断固支持②武装弾圧粉砕、③逮捕者奪還、④県反戦の七名即時釈放などを圧倒的に決議し、抗議行動実行委員会を結成、翌二十三日の生徒総会へと発展していった。

しかし総会では、右翼の卑劣な妨害策動を許し、バス十台を準備しながら、抗議行動を断念せざるをえなかった。だが、実行委員会はこの事態を徹底的に総括し、万全の態勢をもって二十四日にのぞんだ。

二十四日は、朝のビラまきを十五名で貫徹し、一時間目は全校ホームルームで討論を行ない、午後一時、全学集会を開いた。そこで簡単な意志一致をかちとった後、千五百名が直ちに十四台のバスに分乗し、米民政府へむかった。

米民政府は、「クリスマスの平ドン」なる口実でフィアリー民政官を逃亡させ、ゲートを閉鎖し、武装米兵とMPカーによるものものしい警戒でのぞんできた。

到着した千五百の高校生はこの米民政府の高圧的態度に激しい怒りをもやし、「軍事基地を撤去せよ」「逮捕者を直ちに釈放せよ」などのヤジをゲート越しにあびせゲートにつめよりフィアリーとの会見を要求した。さらに、民政府前広場で弾劾集会を行ない、実行委員長小橋川君は堂々と抗議文を読みあげた。そして一時間半にわたる弾劾集会のあとフィアリーに必らず抗議文をつきつけるため再度決起することを全体で確認し、この日の闘いを終えた。

この首里高の先進的決起に触発されて、中部の石川高校でも千五百名の大討論集会が二十四日にかちとられ、同じく中部農林高校でも抗議決議が採択されようとしている。

復帰協既成指導部がコザ暴動に連帯する闘いを何ら組めない中で、県反戦を先頭とする米民政府突入闘争に唯一呼応して、高校生が大衆的に起ちあがったことの意義ははかりしれない。

このような状況にふまえ、首里高では、「高校生大統一行動首里高実行委」を結成し、一月九日に沖縄県五万の高校生を文字通り根こそぎ動員して、一・九全沖縄高校生五万人大統一行動を実現すべく、直ちに学内の組織化と他校への働きかけに奔走している。毒ガス移送予定路にあたる石川高生徒会もこの働きかけにいちはやく応え九日には毒ガス・コザ暴動などの問題で抗議行動を行ない、大統一行動に合流することを決定した。

前進 縮刷版
第一巻好評発売中！
59年創刊号〜63年　2000円
第三巻・66〜67年　1300円
第四巻・68年　1000円
以上発売中
革命的共産主義運動十年の全容

中核
マル学同機関誌

法務省、不当にも訴訟

田川市書きかえ 李判福さん一家を

十二月二十八日、福岡県の亀井知事は法務大臣に訴訟依頼書を送り、在日朝鮮人の韓国籍から朝鮮籍への書換え問題で先に出された職務執行命令を拒否した坂田九十百・田川市長に対して行政訴訟を起すよう依頼した。この請求に基づき法務省は一月中にも福岡地裁に提訴するだろうといわれている。

同書において亀井が法務省に依頼した内容は、坂田市長が書換えた田川市内に住んでいる李判福さん一家四人の朝鮮籍のを「元の韓国籍にもどせ」という命令を同市長に出すことを裁判所に請求するというものである。

これは周知のごとく坂田九十百田川市長が独自の権限で在日朝鮮人の「韓国籍から朝鮮籍への無条件書き換え」を行ったことを、法務省があくまでも認めようとせず昨年十一月十三日には、福岡県を通じて坂田市長に職務執行命令（同命令に関しては本紙五〇九号参照）を出し、坂田市長が十一月二十四日にこれを正式に拒否するや、地方自治法一四六条にもとずく行政訴訟とその勝利による強権発動を狙うということにまで至ったのである。

この事の真の意味は、日帝が、現在日韓法的地位協定にもとづく「永住権」強要を軸に、在日朝鮮人への支配を強めようとしており、これに対して、在日朝鮮人が「韓国籍から朝鮮籍へ」書き換えることをもって反撃したことに、あくまでも強権でこれを粉砕せんとしているところにある。

そしてこの訴訟は、第一に在日朝鮮人の国籍選択の自由に対する日本帝国主義の一大攻撃であり、第二には、李判福さん一家四人の文字通り命運がかかっていることとして断固として防衛闘争を闘いぬかねばならないのである。

もし仮にこの訴訟の結果をふくめ、われわれが訴訟等の強権発動に屈服するならば、李さん一家は韓国籍にとどめておかれるだけでなく、「北朝鮮を支持する韓国人」として朴政権の弾圧に直接にさらされる危険さえあるのである。このことは、現在まで全国各地の地方自治体に「韓国籍から朝鮮籍への書き換え」申請を行った四千五十六人の在日朝鮮人、とりわけすでに「自主書き換え」を行った千数百人の在日朝鮮人の命運をも同様の状態に追い込むのだ。

われわれはこれまで、在日朝鮮人の「韓国籍から朝鮮籍への書きかえ」を支持して、全国各地で不十分ながらも各地方自治体への闘いを行ってきたが、いまこそ、この田川市に対する行政訴訟問題を全国的共通課題として設定し、緊急かつ大衆的な反撃＝防衛の闘いに立ち上らなければならない。

朝鮮問題講演会に五百

大阪 梶村秀樹氏まねき

【大阪】十二月二十二日、大阪桜の宮公会堂において、反戦・全学連・反戦高協主催の「朝鮮問題講演集会」が、日本朝鮮研究所の梶村秀樹氏を招き、公会堂を埋め尽す五百余名の結集をかちとり圧倒的に成功した。

集会は定刻六時、大阪地区反戦連絡会議代表の司会の下、関西部落研連代表の「今日の部落と狭山差別裁判徹底糾弾闘争」と題する特別報告（本紙前号掲載）をもって始った。

続いて、関西入管闘世話人馬場光一氏が基調報告を提起した。馬場氏は、入管法再上程と「協定永住権申請」期限切れを目前に控え年末から七一年年頭にかけての闘いは決定的段階を迎えていることを強調し、入管闘争の深化と飛躍をもって日帝のアジア侵略と対決し、アジア人民の自己解放の闘いと革命的に連帯して行く闘いに日本労働者人民を総決起させて行かなければならないと訴え、満場の力強い拍手を受けた。

基調報告に続き、梶村秀樹氏は「日本人問題としての朝鮮・朝鮮人問題」と題する講演を二時間余にわたって展開した。氏は、朝鮮問題についての現実的な豊富な闘いの経験と、抑圧民族である日本労働者人民の立場から論を進め、明治以来いかに日本人の中に根強い差別と排外イデオロギーが形成されてきたか、を明らかにした。

そして、この差別意識を観念の世界でいかにもてあそんでみても自己満足でしかあり得ない、われわれはこの社会の中で実践し「やりなおす」こと以外に闘いの道はないのだ。すなわち「朝鮮問題」とはすぐれて「日本人問題」であるのだ、と結論を強めた。緊張した空気のうちに続けられる講演に集会参加者は、入管闘争の主体的実践のさらなる深化のための重大な決意をかちとったのである。

この梶村講演の提起を主体化し、決定的段階を迎えている入管闘争への巨大な進撃をかちとるための年末から年頭にかけての行動提起が大阪地区反戦秋保世話人より力強く行なわれ、三時間半におよぶ講満集会は終了した。

丁勲相氏帰国す

【兵庫】朝鮮民主主義人民共和国への帰国のために政治亡命を求めて、日本へ来航した韓国陸軍兵士丁勲相氏は、十二月二十六日朝羽田からモスクワを経由して共和国に帰国した。韓国での圧政からのがれ、父母の住む共和国への帰国が、あらゆる困難を乗こえた丁勲相氏の闘いと、朝鮮総連を中心とした闘いによってかちとられた。

法務省・入管当局は、丁勲相氏の韓国での政治的迫害からのがれ両親と共に居いたという当然の要求にたいし、丁氏を一昨年八月六日から昨年十月二十一日まで一年二カ月以上にわたって拘置所――入管事務所に監禁し、さらに十二月十九日、神戸地裁は「たとえ脱走・密出国によって韓国の国内法で罰せられるとしても、政治犯にはならない」「密入国した時点でさしせまった危難は認められない」という不当極まりない理由で禁固六カ月、執行猶予一年の判決を下した。

だが、「わたしは自由を求めてわたしの民族と歴史に誤ちを残さないために、このような惨状をすべての人に知らすべく亡命を覚悟して、死線をこえて、生死の境に立ってあなたたちの国へ亡命してきた。自由を愛し、正義を尊ぶあなたがたよ。この事実が罪になりましょうか」（第二回公判）との丁勲相氏の文字通り死をかけた主張、闘いと自らの存在をかけた朝鮮総連の闘い、それをつつみ込んで闘われた丁青年を守る会の活動は、日常のより凶暴化した在日朝鮮人に対する差別・抑圧の攻撃の中で韓国への強制送還―死刑を阻止し共和国帰国をかちとった。

われわれは、丁勲相氏が日本に来航して以来、極めて不十分にしかかかわることができなかったことを深く反省し、丁氏のつき出す問いを真向うからうけとめることを通して、入管闘争のさらなる飛躍へ闘いぬかなければならない。

全関西千八百がデモ

入管法国会再上程阻止へ

【大阪】入管法の再上程が予想される通常国会開催を一日後に控えた十二月二十五日、入管体制粉砕関西実行委員会と全大阪反戦常任幹事会の共催で、入管法国会再上程阻止全関西労学市民総決起集会が大阪扇町公園で開かれ、全関西から約千八百名の労働者、学生市民が結集し、決意も新たに終始戦闘的に闘い抜いた。

集会は、午後七時からの統一集会に先だって、午後六時から関西入管闘、全大阪反戦常任幹事会の独自集会が各々扇町公園で開催された。

統一集会は、関西入管闘・高橋竜吉氏他一名の司会で進められ、全大阪反戦常任幹事会、大阪市職青年部、関西入管闘から発言をうけ、関西入管闘を代表して発言した馬場氏は、「入管法国会再上程阻止へ全関西の労・学・市民の共同の力で闘い抜くとともに、一月十六日に迫った日韓法的地位協定に基づく『永住権申請』の期限切れを決定的に重視し、在日アジア人民を無条件に防衛する闘いを推し進めよう」と訴え満場の拍手で確認された。

続いて関西部落研連合、婦人民主クラブからの決意表明をうけて最後に入管法再上程阻止へ強固な意志統一を全体で確認したあと、デモに移った。デモは機動隊の弾圧をはねかえして、大阪市役所から出入橋まで終始戦闘的に闘い抜かれ、この日の統一行動を終了した。

この日の統一行動は、入管法国会再上程阻止へむかう全関西の労・学・市民の戦線を打ち固めるものであり、とりわけこの日の統一行動に、大阪の市職・市従・電通・全逓の各青年部が結集したことは、今後の入管闘争の発展にとって大きな意義を印した。

コザ暴動支持

関西各地で闘争

【大阪・京都・兵庫】十二月二十日未明の沖縄県民の怒りの爆発―コザ暴動を断固として支持し、沖縄奪還・返還協定四月調印阻止の闘いをもって応える集会が、二十日当日、緊急闘争として、大阪、京都、兵庫で闘われた。

大阪では、午後四時、大阪駅東口広場に白ヘルメットの反戦、全学連、反戦高協の百数十の部隊が登場し、コザ暴動を全力で支持せよ、とのビラを市民に配布するとともに、駅前広場に座り込み、フロント、プロ学同、学生インターの諸君を加え断固とした連帯集会をかちとった。

一時間以上にわたる各戦線の「沖縄奪還闘争の巨大な高揚をもってコザ暴動に応えよ」という呼びかけは、通行中の大阪市民を力強くとらえ、東口広場をジグザグデモする白ヘルメットに盛んな拍手がまき起り、七一年春の「返還協定」粉砕、沖縄奪還闘争の飛躍への新たな決意を打ち固めたのである。

京都においては、夕方四時前より、四条河原町高島屋前でビラ入れとアジテーションを開始し、五時、六十名の白ヘル部隊が座り込み、フロント系の諸君を加えて一時間にわたる連帯集会を貫徹した。歳末の日曜日、京都市民は、沖縄県民の怒りの爆発に大きな注目をよせ、集会の周囲を埋め尽しさかんな拍手をもって権力の弾圧を逆に押し返し集会を防衛したのである。

さらに兵庫においては、当日「歩行者天国」として解放された三宮大通りに三十名の白ヘルメットとべ平連が登場し、緊急連帯集会を敢行した。

通りを埋め尽した民衆は終始われわれの行動に注目し、歩行者天国をデモする隊列とともに民衆の列が揺れ動いた。デモを開始すると同時に弾圧にのりだした機動隊に対して、民衆は一斉に非難をあびせわれわれの闘いを支援した。

民衆との合流をかちとったデモ隊は、コザ暴動断固支持、毒ガス撤去、基地撤去、「返還協定」粉砕のシュプレヒコールをくり返し午後四時から六時まで二時間の闘いを貫徹したのである。

訂正 五一五号四めん「越年する獄中の同志」の記事中、長期勾留者の中に次の二人が脱落していましたので、訂正します。

＜東京拘置所＞
田村　広則（大阪反戦）
野中　俊夫（世田谷反戦）

同二めん「柴野君追悼集会」の記事中、第一部で、「故山崎博昭君の長兄山崎建夫氏が追悼のことばをのべた」が脱落していましたので、訂正します。

各地の現闘から

（1）三里塚、北富士

全国農民闘争は、国家権力の強権的土地収奪の攻撃に真向から激しい闘いを挑んでいる三里塚芝山の農民の闘いを頂点に、米軍の実弾演習を阻止して闘う北富士、自衛隊のナイキ・ミサイル基地設置に反対する北海道・長沼、三重・白山町、大阪・能勢、そして自衛隊の演習場拡張に反対する岡山・日本原などを拠点に全国に波及している。また公害列島と化した日本列島のすみずみで公害と闘う住民闘争がまき起っている。そうした全国農民闘争、住民闘争の各拠点には、全学連の学生、反戦の労働者が、現闘を設置したり、あるいは一組織として専心的に深くかかわって、各拠点の農民、住民の主体的な闘いを支え、その闘いの強化・発展に文字通り「縁の下の力もち」の役割を果してねばりづよく闘いぬいている。そこで今号より、全国の農民闘争、住民闘争の拠点で専心的に闘っている諸拠点より、闘いの報告と七一年の闘いの決意を寄せてもらうことにした。今号第一回は、六八年以来三里塚に現闘をおく、全学連現闘、北富士農民とこのかん日常的に連帯と交流をかちとっている山梨県甲府反戦が報告をおこなう。（編集部）

北総台地に林立するムシロ旗を

全学連三里塚現地闘争本部

われわれは、四度目の冬、三度目の正月を迎えた。そしていま、文字どおりの権力との総対決を目前に、ひきしまる緊張を実感している。

腐りきった資本による民衆支配の攻撃は、いま日ましに強化されている。そして、この強制を拒否する民衆の大きなうねりの頂点にまちがいなく三里塚は立っている。

憎しみこめて権力が三里塚をとらえ恐怖するのは、まさに、三里塚農民と三里塚闘争が、今日その地位を築き上げていることの証しにほかならない。

迎えた七一年は、この三里塚闘争の決戦の時である。

いかに欺し脅そうとも屈しなかった反対同盟には、もはや七〇年代型支配としての〝強権発動〟あるのみである。伝家の宝刀としてふり上げられた土地収用法は、過ぐる一年の闘いの中で、みごとに破産した。恐れずこれと対決し逆手にとって突きに突きまくった反対同盟の闘いは、収用法さえ平和的支配下の遺物にすぎないことをあまりにも明らかにしたのだ。

ここに現われた『特措法』は法に名を借りた〝強権発動〟にほかならない。立法いらい七年、一度の実質発動も果さず、今日なお違法論議まで呼ぶ特措法こそ、土地収奪の破防法であり、この闘いの帰すうは闘う民衆の今後一切を規定している。

対決は間近か、すぐにも第一次収用決戦が展開されようとしている。

だが、われわれはこれを黙って待っているわけにはいかない。

特措法との正面対決は、全国民衆の目を三里塚に釘づけにすることをとおして勝利を可能とし、同時にそれを、なだれうつ民衆決起の合図としなければならない。

決戦勝利へ 目にもの見せてやる

すでに、闘う反対同盟の意気は高く対決にむけての準備は確実に進められている。頂点を担って起つ農民の責任において攻撃は望むところであり、強権発動がどれほどの政治的大混乱、支配の危機を生みだすか、目にもの見せてやらねばならない。昨秋三日間の強制測量阻止闘争は、収用強行せんとする時、権力がどれほどのことを覚悟しなければならないのか、鋭い挑戦を叩きつけた。

しかも、闘いの好機は日々熟している。総対決のときを目前に、これまでつつみかくしてきた権力の空港建設に伴う大野望が公然と暴露されつつある。

さる十二月六日、全国集会で反対同盟が「周辺地域住民を獲得し共に決起する」と、高らかに宣して以来、権力はあわてて巻き返しを始めた。

しかし、ことの拡大はもはや必然である。騒音問題はいやが応にも周辺地域で大きな渦を起しつつある。

何と！最近、県当局がたて続けに打出した騒音対策なるものは住民の怒りをかわないわけにはいかない。曰く「周辺七十五ホーン以上（滑走路延長十余キロ以内）の所は立ち退き」「工業団地の誘致による工場地帯にし、夜間無人家地帯とする」「四千数百戸の民家には一軒一室の割で簡易防音設備を補償する」

権力の野望がこれほどにも露骨であろうとは！まさに権力のめざす戦後初めての「国際的大空港」とは、北総台地総体を根底から大改造せんとするすさまじい民衆圧殺を強要しているのだ。

わが全学連現闘は、闘う反対同盟とともに、周辺地域の合流を勝ちとり、北総に今日の支配を拒否し打ち破る、民衆の大連合を建設する闘いに着手した。北総台地のいたるところに闘う農民のムシロ旗がひるがえる事態をわれわれは何としても生みださねばならない。

強制収用・特措法、来るなら来い！だがしかしこの時いかなる事態がひき起されるのか。われわれは、敵が第一次六筆の土地の収用を強行するなら、周辺数カ町村を獲得する不抜の態勢と陣地を用意しなければならない。

さる全学連大会で、大幅な拡大強化を実現したわれわれ全学連現地闘争本部は、この決意もあらたに迎えた総力対決を存分に闘うことを決意するものである。

勝利の日まで北富士農民とともに

甲府反戦青年委員会

十二月二十日未明の沖縄コザ市の民衆の決起を、本土人民の中でもっとも心の底から共感をもって受け取めることができたのは北富士忍草の農民ではないだろうか。それは単に今日北富士に、沖縄の米第三海兵師団が踏み込んできて入会地で演習を強行しようとしているという点からだけでなく、生活のための土地を米軍に取り上げられその下で苦しい生活を強いられてきた忍草の農民は、戦後の基地沖縄の下での県民の生活と、異民族の支配という決定的な違いはあってもそっくりだったからである。

戦後忍草の農民はコザの民衆と同じような闘いを何度も闘ってきた。昭和四十年のリトルジョン射撃反対闘争で演習場内に突入した三千五百名の地元民の気持は今回のコザの市民の心の中と同じであったに違いない。しかしその度に米軍、日本政府はその非を改めるどころか弾圧を強化し農民に向ってきたのである。

沖縄の米軍は居直り的にも、十二月二十二日、沖縄本島北部の国頭村の黙認耕作地を立ち入り禁止区域として通告してきているが、これは本土の北富士演習場における米第三海兵師団の実弾演習が忍草母の会、入会組合を中心にした闘いで困難になっていることから実弾演習場を沖縄にも設けていくという徹頭徹尾反動的な攻撃である。まさに北富士―沖縄は一貫して一体の演習場として存在しているのである。

われわれは七〇年七月、カンボジア侵攻の中で行なわれた、米軍の対戦車砲演習に対し「日本人ならアメリカを追っぱらえ」「この穀象虫！帰れ！帰れ！帰れ！」と泥まみれで抵抗する農民の姿をみて、それまでほとんど北富士の闘いに取り組んでこなかった過去を批判的にとらえ返すことを出発点にして、今日まで北富士闘争を闘ってきた。

だが、日本帝国主義のアジア再侵略と侵略体制構築の全面的展開という攻撃は、北富士に対しても米軍の実弾演習再開、演習場の自衛隊への移管による日米共同演習場化、農民からの入会権取り上げという形で強められてきている。

われわれは入管闘争において、在日アジア人民の提起する一つ一つの個別的課題を責任をもって闘っていくという質を要求されてきたが、今日それは入管闘争にかぎらず全ての戦線で要求されている。七十に手のとどくようなお母さんが命をもかけて闘い抜いている北富士農民から学び尽し、連帯し、最後の勝利の日まで闘う決意である。

12月26日、三里塚天神峰現闘本部でモチつき大会をおこない、強制収用への新たな決意と態勢をうちかためた。

長谷川候補先頭に秦野を打倒し美濃部の再選を

（二めんからつづく）

らすという状況をつくりだしていくといってよい。

だが、反革命との対決が、単に機動隊・国家権力の暴力装置との対決のみならず、三島事件に象徴されるように民衆の内部から発生する右翼反革命との対決を日常的に不可避としている時代に生きているとき、革命的共産主義運動が民衆の奥深くにまで浸透し、合法的拠点を拡大し、労働者の生産過程における闘い、街頭における政治闘争と結合し、生活過程の内部にまでくいこんでいく地域住民の組織化を絶対に軽視してはならないのである。この構造を有機的に革命運動がつくりだせなかったら帝国主義に勝利する党の建設に失敗するばかりか、アジア侵略を阻止する闘いの地平を全戦線にわたって拡大していくことを困難にさせるであろう。

そのためには、選挙戦に介入して自民党から共産党にいたるまでのすべての政党を相手にして闘いぬき、すべての住民大衆を対象にした闘争を展開することによって革命的議員を生みだし、地域的拠点を作りださなければならない。この闘いは七〇年代の今日ますます緊急、不可欠な課題となっているのである。したがってわれわれは、自らの闘いを独自に展開するなかで、往々にしておちいりやすい反議会主義的感情の発生の根拠を十分理解しながらも、戦挙戦と議会への進出の意義をそれらの人たちに粘り強く訴え、討論し、選挙闘争にともにたちあがるよう共同の闘争を展開していかねばならない。

三、秦野を打倒し、美濃部の再選をかちとれ

前回の都知事選の教訓

六七年の統一地方選挙の際、われわれは、大胆な統一戦線戦術を展開し、美濃部支持を公然とよびかけた。それは、六五年、帝国主義の恥部ともいえる腐敗と汚職が暴露され始め、大都市における自民党支配の地すべり的低落が始まっているなかにあって、日韓条約締結を契機とする日本帝国主義の南朝鮮再植民地の野望を実現する政治支配の安定性を回復すべく、自民・民社連合を全国的に形成し統一地方選挙に佐藤内閣がのぞんできたことからくる対応であった。

そして帝国主義者は、自民党都政の崩壊を必死になって喰いとめ首都東京における自民党支配の直接的貫徹を狙って、民社推選の松下をあえて都知事候補にかつぎ出し、六五年都議選における惨敗を必死になってまきかえそうとはかり、首都東京のなかにおける強権的支配の確立を狙ったのであった。

このようなときに、われわれが杉並における区議選、都議補選を同時に闘うために、都政・区政の帝国主義的再編と対決し、地方選挙闘争を勝利に導びくために、自民・民社連合と真正面から対決し松下を打倒し、美濃部を当選させるための大統一行動を心からよびかけたのであった。わが同盟の発表した美濃部支持は、大反響をまき起し、都議選・区議選と結合した杉並における闘いは、松下を圧倒的に選挙戦でおいつめ、杉並区のなかにおいては、美濃部の圧勝をかちとるとともに、全都における美濃部選挙を有利に導びき、同時に北小路候補は共産党を上回る四万票を獲得、長谷川候補を当選せしめたのであった。

いまふたたび、統一地方選挙の中において、都知事選を迎えるにあたって、自民党は候補者決定の「サル芝居」を演じながら、前警視総監秦野章を決定し、美濃部都政を打倒すべく、警察官僚までも動員した選挙態勢に入っている。

このようなときに、われわれは杉並における区議選を闘うため、都政、区政が一体のものである以上ふたたび秦野か美濃部かの選択をつきつけられている。

秦野の登場＝警察国家化への道

すでに本紙上でも暴露されているとおり（五〇八号）秦野は、山崎博昭君を虐殺した十・八羽田闘争を契機とする大弾圧の張本人であり、騒乱罪を発動した元凶であり、東大・日大を中心とする大学闘争に大弾圧を加えた直接の指揮官であり、破防法発動を担った実兵であり、十一月決戦において空前ともいえる治安弾圧をはりめぐらした直接の責任者である。そしてガス弾の乱射、タテなどを中心とする機動隊の治安警察としての整備をおこない、警察国家化への道をはき清めるための最も重大な役割をになった男であることについて、われわれは決して忘れることができない。

このような警察官僚たる秦野を立候補させた政府・自民党の意図は、いうまでもなく首都東京における治安にたずさわり、十一月決戦の際、フランス警察をも感嘆せしめたといわれる功績と手腕を地方行政に生かし、警察国家化を軸とする行政権力のボナパルチズム化を促進し、警察権力の独自性をもって議会や地方自治体が全く手のつけることのできない存在にし、首都東京を中心に自治体の帝国主義的再編を進行させ、アジア侵略のための国民総動員体制を確立することである。戦前、地方自治体の首長はことごとく特高警察のもと締めである内務官僚であり地方行政は内務省の直轄下におかれていた。

今日、労働者人民大衆の闘いを根こそぎすることができず、「城内平和なき」侵略体制のもとにあって、強権的支配を確立していくためには、ボナパルチズム化は不可避とさえなっている。このようなときに、住民大衆をアジア侵略のための手段に徹頭徹尾、動員するためには、ふたたび内務官僚を地方自治体の基軸にすえることが帝国主義者にとって最も手っとり早い方法なのにある。秦野が都知事に当選したならば、警視総監としての自己の経験を生かし、なんのためらいもなしに、警察を激励し、住民大衆を警察機構のはりめぐらされた網の中に再編していくであろう。

秦野打倒への大統一行動を

都知事選をめぐるこのような動きに、いささかなりともわれわれは過少評価をすべきではない。このことについて過少評価するものは、警察国家化への移行がなにをもたらすかについて無関心になるものだけである。そして入管体制の強化のもとで、在日朝鮮人や在日アジア人民を日常的に取締るために、都区町村の官僚機構をフルに動員し、公務員労働者を住民大衆と敵対的関係にたたせることをなんのためらいもなく実行していくであろう。

秦野都知事の実現を阻止することは、六七年松下打倒をかかげた以上に、切実、深刻な問題となってきている。われわれはまずもってこの点を明確にさせ、選挙戦における秦野打倒の大統一行動の先頭にたたねばならない。

もちろん自民党は、秦野都知事を実現させるために、民衆の票を獲得するために、住民大衆のもっている道路、交通、住宅などにたいするいい知れぬ不安と怒りを逆用し、強権的支配の確立によってつまり、ボナパルチスト秦野の登場によってそれが可能であるかのような幻想をばらまき、民衆を組織せんとしている。それがいわゆる「秦野ビジョン」である。それはすでに本紙上で暴露されているとおり、都民の現実の苦悩を少しでも和らげるどころか、東京都二十三区の非人間的状況の三多摩地方全域にわたる拡大であり、都民大衆を満員電車と排気ガスと大気汚染と緑のない土地の中に豚のような生活におとしこめる結果をもたらすだけのものである。そしてこのような非人間性の拡大は先にふれたような運輸通信手段の一体化と主体化をめざす日本列島の大改造計画の一環をなすものであり決して秦野独自のプランなどはないのであり、秦野ビジョンなどを粉砕することは、人間として存在を尊重すればするほど当然すぎる要求なのであって、ビジョンの財源だけの問題では決してないのである。したがってこのような意味からいっても、秦野の登場を阻止することは、全都の民衆にとって切実な課題であり、革命的左翼はその中軸に自らを位置づけねばならない。

もちろん選挙戦において秦野を打倒するということは、いうまでもなく、秦野の当選を阻止することであり、われわれが独自の候補者をたてない以上、秦野よりも美濃部が相対的多数の票を獲得して都知事の再選をかちとることである。したがって秦野打倒を選挙戦において積極的にかかげることは消極的な投票ボイコットや棄権を意味することではなく、美濃部候補を積極的に支持し、投票を集中することである。われわれはこの点に関し、いささかの曖昧性を残してはならない。

たしかに、美濃部都政の四年間は、一方において佐藤内閣の地方行政策のストレートな貫徹の実現にとっては、一定の矛盾をひき起しながらも、佐藤内閣と日本帝国主義への屈服の連続の過程であった。〝都民党〟というスローガンをかかげ、〝都民との対話〟を都政の中心軸に発足させて、あたかも、都民大衆との血のかよった行政を実現しうるかのような幻想をふりまきながらも、都民が都議会前で集会を自由に開く権利さえ奪い、都民の陳情にたいしては、警察力を動員するということさえ、再三にわたっておこなってきた。そのうえ、〝物価のミノベ〟の名に反し、都の行政の範囲内で実現しうる物価対策もなにひとつ効を奏さなかった。

しかも日本帝国主義のアジア再侵略の開始のもと、都庁労働者が法務省や中央政府の直接的監督下におかれることをなにひとつ阻止することなく、戸籍担当者などにたいする研修において「戸籍係の任務は、国家を構成する国民と国家を構成しない在日外国人とを区別するべきである」という排外主義にみちみちた教育訓練を野放しにしてきた。すべてこのようなことは、「美濃部都政擁護」を帝国主義国家権力にたいする屈服のもとでおし進めてきた社会党、共産党の責任でもあるが、しかし美濃部都知事個人の責任もまた決して免罪にするわけにはいかない。

だが、秦野を打倒し、美濃部を再選させ、警察支配の強化を遅らせることによって労働者人民大衆の闘いの地平をさらに拡大させるのか、美濃部都政の屈服を理由に都知事選に無関心になり秦野当選の選択を都民大衆はせまられているといってよい。しかも美濃部都知事の「ソフト・ムード」によっては、決して都民大衆の現実の苦悩がなにひとつ解決しえなかった危機感と焦燥感は、民衆の内部に強権的であってもよいから、住宅を、鉄道の建設をという独自的欲求を生んでいることは、一方で決して過少評価しえない現実の姿としておこっていることだ。

このような民衆の内部に生じる危機感と焦燥感にもとづかない限り、ボナパルチズム的統治形態への移行も、ファシズムの登場もまたありえないのであるが、このようなときに、社会党や共産党のように四年前の感覚そのもので選挙戦にのぞんだとしても、決して美濃部知事を再選させることなどできることではないのだ。そしてまた民衆は警察官僚などに悪感情をもっているということをもってもし秦野を過少評価するならば、足もとをすくわれることはいうまでもなく明らかである。内務官僚や警察官僚が選挙に立候補したとき、ほとんど落選しないということの冷厳な事実だけでも想起すべきである。

そして強権的支配であっても住宅を、鉄道をという程まで民衆の危機感が増大してきている中にあって左右への分裂がより一層深刻になっており、民族主義的右翼が民衆の内部から登場し始めている今日の危機をあらためて根底からとらえかえすことなしには、都知事選への対応は不可能である。したがって秦野打倒を実現しうる力は、警視総監としての秦野のおこなった大弾圧に屈服し、あるいは歓迎さえしてきた社会党や共産党の票集めによって実現しうることでは決してない。秦野との真正面からの対決を身をもって闘ってきたわが革命的共産主義運動が全力あげてこの秦野打倒・美濃部支持の選挙戦にのぞむことによってのみ実現しうる道なのである。われわれは、山崎博昭君を虐殺した張本人たる秦野を都知事にいただくことなど絶対に許すわけにはいかない。選挙戦における死活の闘争によって必ずや阻止するであろう。

しかも、四年前と同じように、秦野打倒・美濃部支持をわれわれが積極的にうちだすことができるのは、杉並区議選との結合を前提にしているからである。もしわれわれが、杉並選挙を並行して闘うことができないならば、選挙戦の場において公然と秦野打倒をよびかける場を失い、すべての民衆を対象にした選挙を展開することができなくなるであろう。したがって秦野打倒・美濃部支持は、いわゆる保守革新の対決となる知事選挙にたいする一般的戦術ではなく四年前と同じように、首都東京においてのみとられる限定された戦術であることについてはいうまでもない。

そして秦野打倒・美濃部支持をかかげることによって、美濃部知事はいうまでもなく、彼を支持しているすべての団体にその成果を享受させるのみでなく、われわれ自身も、杉並選挙闘争を勝利にみちびき、四年間にわたって築きあげてきた杉並を中心とする革命的共産主義運動の地域的定着を防衛し、不抜の拠点を形成しうるからこそ、ボナパルチズム支配への危機にたいして社会党・共産党との統一行動をもあえて辞さないのである。もし統一戦線の形成が、一方が得をし他方が損をするという関係のみであったらおよそ成立することは困難であろう。またそのような場合に、統一戦線を云々したところで無意味である。したがってあくまでも長谷川候補を最先端にたててのみ、秦野打倒の闘争を選挙戦で展開しうることに不動の確信をもち、杉並選挙闘争の必勝を実現し、同時に美濃部都知事の再選をかちとるためにわが革命的共産主義者同盟は全力あげた選挙戦の準備に突入するものである。

四、一切の甘さを捨てて選挙闘争へ

統一地方選は、第一次が四月十一日（知事選、県議選、区議選）第二次が四月二十五日（市町村長選、市町村議選）の二回にわけて行なわれる。したがって、第一次の選挙戦は三月から突入するのであり、選挙戦の準備という意味では、余すところ六十日もない。

選挙戦の勝利とはいうまでもなく、候補者への支持をかちとりつつ、終局的に投票を集中することによって当選をかちとることである。候補者への一般的支持をとりつけることではない。投票という行為をともなう支持を獲得することである。

その場合、われわれが過去三回（六五、六七、六九年）の地方選挙において経験してきたとおり、票読みについての一切の甘さを徹頭徹尾払拭せねばならない。

しかも、革命的共産主義運動が、あるいはまた、十一月決戦と入管闘争の質をもった運動が、議会の中にまで選出することになによりも恐怖感を覚える国家権力は、われわれにたいするあらゆる不当な干渉を開始している。すでにある地方では、公共建物であるべきはずの公民館を市政研究のための集会に貸さないという不当な弾圧を開始し、革命的左翼が市民権を獲得することを阻止するのに地方ボスとともにやっきになっている。

そして、選挙活動家にたいする尾行、はりこみを執拗に開始している。その上、腐りきった議会主義に転落しながら、他方では武装反革命集団として本質を露骨にさせている日本共産党は、全国五地方にわたって、われわれが六候補を推せんするという動きをつかむやいなや、ありとあらゆるデマゴギーを駆使しながら、妨害行為にでている。

われわれは、国家権力、自民党から共産党にいたるまでのこのような悪らつな干渉をはねのけて進まない限り、選挙闘争の勝利を実現しえないであろう。そのためには、一切の甘さを捨てて選挙闘争を準備し、当選に必要な票読みを告示以前に完了させねばならない。

しかも、七一年上半期の政治過程は、沖縄「返還協定」調印阻止にむかって労働者人民大衆の闘いを爆発させ、紀元節阻止闘争を準備し日韓法的地位協定粉砕の闘いを出発点に入管闘争の日常的貫徹を実現し不況のしのびよる中で反戦派労働者の春闘を爆発させ、破防法裁判闘争を担い、反軍行動委の闘争を持続的に発展させ、三里塚決戦を闘いぬくという、諸戦線・諸課題の闘争の手をいささかもゆるめることなしに、選挙戦の勝利をも実現しなければならない。

このような状況のもとで選挙戦をむかえることは、われわれにとっても全く初めての経験であり、それは、七〇年代の時代的要請のしからしめるところである以上、われわれは、それに対して一切の泣言を排し、選挙闘争を闘いぬく独自の態勢を責任をもって築きあげ、立候補を声明している六名の候補者の決意に応えるであろう。

すでに、全学連第二十九回臨時大会は、わが同盟のこの選挙闘争方針にたいして心からの賛意を表明し、全力あげた支援態勢を全国的に築きあげることを決議した。反戦派労働者も支援の態勢を強化しようとしており、全国五地方における地元活動家の総結集が年明けと同時におこなわれている。

第一次選挙において長谷川候補を勝利させ、その力をもって、第二次選挙にのぞみ、白鳥、渡久地、小林、オニキ、岡五候補の勝利を実現せねばならぬ。選挙戦まであと二カ月である。

同志ならびに支持者諸君！

長谷川候補を先頭に、すべての推選候補の当選をかちとり、秦野打倒・美濃部支持の大統一行動を実現するために、全力あげた選挙戦に突入する態勢を築きあげる一切の物心あげての支援を集中されることを心から呼びかける。

沖縄・入管軸に全戦線で
一－二月総力戦に突入せよ

マルクス主義学生同盟・中核派

全国から圧倒的結集をもってかちとられた全学連第二十九回臨時全国大会は、七一年春に重層的にひきよせられた諸攻撃を最大の緊張感をもってうけとめ、沖縄・入管・大学闘争を軸にその全戦線的課題を全力をあげて闘いぬき、帝国主義の体制的危機にもとずくあらゆる反革命的試みと真向うから対決し、叩きつぶし、噴出する全階級的全戦線的闘いの中で徹底的に戦線を強め、七〇年代日本階級闘争の先頭に立って闘いぬくべき思想的・政治的・組織的態勢をうちかためた。

内乱的死闘の時代をかちぬけ

本大会を前後して起った三島事件・柴野君虐殺・コザ暴動は、文字どうり七一年が革命と反革命のより一層のむき出し的姿をもって入り乱れる時代、すなわち内乱的様相を更に深めつつあることを鮮明に示した。

事態は、刻一刻と確実に既存の体制の破局的危機に向って進んでいる。この危機をアジア侵略と侵略に向っての国民的動員をもって泥沼的にのりきらんとする日帝との闘いのもつ新らたな緊迫化は、日本階級闘争のもつ全ゆる弱点を無慈悲につき出し、その根底的克服・変革のための闘いをとうしてアジア侵略との全人民的対決を構築していくという一個二重の闘いをわれわれにつきつけている。

日本階級闘争のもつ明治以来百年抑圧民族として形成され蓄積されてきた日本人民の排外主義・大国主義という決定的弱点がいま日帝の体制的危機ののりきりのための侵略体制構築のために積極的に大動員されようとしており、三島の反革命的攻撃と天皇制イデオロギーの洪水はそれを一挙的に推しすすめようとしている。全学連大会は、十一月－六月決戦がきりひらいたかかる時代的基調を明確にし、この時代をいのちがけで闘う姿勢を攻撃的にうち出した。とともにアジア人民との連帯の共通基盤をかちとる闘いを媒介とすることによって日帝百年の歴史と対決しアジア侵略と侵略体制構築の諸攻撃と闘いぬいていく方向性を明確に定めた。

さらにわれわれは、十・八以来の激闘で受けた打撃や犠牲にもかかわらず、十一月－六月決戦を勝利的に闘いぬいたが故にきりひらいてきた地平（十一月決戦的質の全人民的浸透）によってもたらされた戦線の飛躍的拡大を手中にし他方帝国主義の矛盾の激成とその政策的手詰まり状態がもたらす全階級的・全戦線的な根底的な闘いの噴出という戦後日本階級闘争史上画期的ともいえる時代を迎えている。

たしかにわれわれの受けた傷は大きく、力量は未だ小さい。そして拡大しつつある戦線のどれひとつとしてゆるがせにすることは出来ず、全てが帝国主義の未曾有の危機に規定されいかに改良的・民主的闘いであろうとも闘う主体の根底からの問い返しを不可避としており、われわれのかかわりを厳しく問うものである。

事実われわれは今大会においても在日アジア人の告発とともに部落民の鋭い糾弾を受けることを通して、部落解放闘争に対するわれわれのかかわりの安易さ・非主体性を厳しくつかれ、部落民の根底的解放の闘いとわれわれとの厳しい関係を学び、部落解放闘争をわれわれの課題として闘いぬくことを主体化してきたのである。

だが、むしろ十一月決戦に生死をかけてきりひらいた内乱的死闘の時代とはもともとそういう厳しさを問う時代なのであり、階級闘争に最高の緊張がみなぎる時代なのである。

全学連大会はかかる認識のもとに、七一年に向けて自己の飛躍をかけて大担にうって出る画期的路線をうち出した。「沖縄返還協定」の三月調印－八月批准、法的地位協定にもとずく「永住権」申請期限切れを境とする在日アジア人への抑圧・同化・追放の攻撃の激化と入管法再上程、三里塚特措法攻撃、東大公判をはじめとする全ての公判闘争における司法反動化との死にもの狂いの闘いの激化、地方自治選挙における柔野の登場、四次防・自衛隊の沖縄派兵にみられる自衛隊の帝国主義軍隊化と、日帝の軍国主義化への急ピッチな進展、そして大学の腐敗の一層の深化と反動化・全共闘破壊攻撃等々、七一年それも前半にひきよせられた諸攻撃を全て真向うから受けとめ、これらの闘いを七〇年代をきりひらく日本階級闘争の重大な試練として、大衆的な圧倒的爆発をもって応えていくべき政治方針を大会は重大な決意をもって樹立した。

全学連大会は、この総力戦の政治的軸として、日帝のアジア侵略の要であり侵略体制構築の決定的テコである「沖縄の七二年返還」政策の粉砕、とりわけ三月調印を断固阻止すべき沖縄奪還闘争の日本列島をつらぬく大衆的爆発をもって応えることを決定したのである。

だが大会翌日のコザ暴動の勃発とそれによってもたらされた沖縄闘争の急展開は、この大会方針が緊急かつ最重要任務であることを明確にしただけではなく、大会方針がもっていた不十分さ不鮮明さを容赦なくつきつけている。われわれはいまや大会の成果の上に、より大胆にうって出ねばならない。

「返還」前提論粉砕し 奪還路線の貫徹を

コザ暴動は日本階級闘争史上画期的な闘いであった。コザ暴動は沖縄のみならず、全日本の階級闘争の地平を飛躍的にきりひらいている。一九七一年という年は、あるいは一九七一年によってきりひらかれる時代は、日本がこれまでに経験した最も爆発的な年（代）になる展望を確実にはらんでいる。われわれが闘いぬいた十一月決戦や死闘の数々と同質のものでありその延長線上にあるとはいえ、これらの爆発の到来に比べれば三ケ年間の激動もまだまだ小規模なものにすぎない。日帝の全くの手詰まり的危機による偽りの約束やペテンが充満しており、こういうペテン的諸政策がわれわれ人民の不満を全階級、階層的に育成している。その行きつく先はただひとつ、階級的激動なのである。

確かに従って日帝の攻勢は異常なすさまじさであり、日本人民のもつ階級的弱点を徹底的に衝くことによりこの爆発的力を一挙的に反革命の側に熱狂的に動員するための策動は徹底的に強められつつあり、これらとの血みどろの闘いを通してしかわれわれは血路を開くことはできない。だが、日帝の日米共同声明による「七二年沖縄返還」にあたって既成左翼及び革命的左翼の諸党派が示したようにわれわれに勝ち目がないことをそれは意味しているのでは全くない。むしろわれわれは全人民的に到る所で蓄積されつつある爆発的力を革命的に転化せしむる為に、日本の民衆の奥深く、全戦線にわたって入り込み、その排外主義・大国主義と対決し、人民一人ひとりの生活と闘争と意識にくいこみ、結合する努力をこそ徹底的に強めねばならないのだ。

いまや沖縄現地はコザ暴動がきりひらいた地平の上で、史上最高の緊張状態に入っている。帝国主義の分離軍事支配のもとで耐えに耐えてきた怒りがセキを切ったように噴出しはじめている。毒ガス撤去に、国頭村の実弾射撃演習に全軍労三千名首切りに沖縄全島は最も緊迫した事態に一挙に突入している。すでにコザ暴動直後首里高校千五百名の決起にはじまった高校戦線は全沖縄的爆発へ向って動いている。沖縄県民はいまやコザ暴動に燃え、暴動が帝国主義に与えた打撃を確かめつつ「七二年返還」を粉砕し、人民の実力による奪還の可能性をつかみつつある。

コザ暴動は「七二年返還」に決定的打撃を与えた。日米共同声明にもとずく「七二年沖縄返還」政策は、周知の如くわれわれの十一月決戦によってその完全な決着を七二年までひきのばさざるを得なかったものであるが、「返還」前提論の徹底的宣伝によって現地復帰協をはじめ既成左翼と革マル派はもちろんのこと、革命的左翼の諸党派までそれに呑み込まれ、国政参加選挙によってもたらされた議会主義的幻想にもとずく現地闘争の危機的状態を見越して、一挙に決着をつけるべく七一年三月批准をうち出した日帝によって、あたかも全政治過程のイニシアは日帝のもとにあり、それは不可逆的なものとして印象ずけられようとしていたのである。だがコザ暴動はかかる反人民的、ペテン的政治過程に致命的打撃を与え、「返還」過程の流動状態を一挙にもたらしたのみならず、「七二年返還」そのものまで徹底的に揺さぶった。コザ暴動は「七二年返還」が結局は米軍を合法的に存続させる為の大ペテンであることを鋭く暴露しその糾弾の第一の烽火をあげたのだ。

全県民はコザ暴動をもって一挙的に沖縄の人民への奪還を開始しはじめ、米軍といたる所で激突しはじめた。日帝は一方で「七二年返還に悪影響を与えてはまずい」と恫喝し、他方でマスコミを使って暴動の心情への理解を宣伝して、闘いを「七二年返還」のもとに吸収することによって鎮圧をはかろうという大々的な策動を開始している。

帝国主義者のこの恫喝と策動をぶちこわして沖縄の人民的奪還を進めるか、「七二年返還」のために闘争をやめるのか、闘いはいま重大な岐路に立っている。この闘いを勝利的にうちぬくスローガンは「七二年沖縄返還政策」粉砕・沖縄奪還以外にないことは明瞭である。しかもこの闘いを勝利的にうちぬく決定的環は本土・沖縄をつらぬく沖縄奪還闘争の大衆的爆発――それもいまや一月に決定的に繰りあげられた闘いなのだ。

本土人民はいま最も鋭く問われている。沖縄県民を日帝の「七二年返還」のもとに押えつけるのに手を貸し、米軍基地に従属した差別と抑圧の生活に追いやるのか、沖縄県民の本土人民に対する不信を絶望的に固定化してしまうのか沖縄「返還」をテコに日本人民総体のアジア侵略への動員を許し、暗黒支配を容認するのか、それとも、県民の怒りと苦闘にこたえ、戦後沖縄の分離軍事支配をコザ民衆の積もり積もった怒りに応えて根底的に決着をつけるために闘いに決起するか、コザ暴動がきりひらいた七〇年代的爆発を己れのものとし、日本全土に持ち込み、アジア侵略に対する全人民的爆発の炎をつくり出すか、本土人民の闘いが鋭く問われている。

日本学生運動は、いまや全力を挙げて圧倒的に大衆的な政治討議の渦を起こし、沖縄県民の闘いに呼応した大衆闘争の高揚をもって応えなければならない。

沖縄奪還闘争の新たな展開は再び今年の二～三月を大きく政治過程に登場せしめた。だが、それもこれも沖縄現地の一月総力戦に呼応した本土の一月闘争にかかっている。

コザ暴動を、県民の闘いの数々を、沖縄の怒りの声を、沖縄の歴史を、「七二年返還」粉砕の声を徹底的に大衆の中に持ち込め！政治宣伝と政治討議の渦の中から「七二年沖縄返還政策」粉砕・沖縄奪還の本土的爆発をつくり出せ！

侵略＝排外主義に抗し防衛・連帯強めよ

われわれは、アジア再侵略のための国内体制づくりの攻撃の環である沖縄「七二年返還政策」を粉砕するべくコザ暴動を断固支持しコザ暴動と現地一月闘争に呼応して、この七一年の一～二月を沖縄奪還闘争の本土における大衆的爆発のために全力を挙げると共に、アジア再侵略体制構築のもうひとつの決定的環である排外主義的イデオロギー攻勢とその直接体制的攻撃である入管体制の決定的エスカレーションに対する闘いを徹底的に重視し、戦線を拡大し、全人民的闘いに転化するため、いま全力を傾けなければならない。

とりわけ、入管体制のエスカレーションの決定的軸がこの五年間日韓法的地位協定にあったこと、同協定にもとずく「永住権」申請期限切れ（一月十六日）を目前にし、在日朝鮮人、中国人の法律一二六号にもとずく在日形態の剝奪減少、抹殺の攻撃が激しく襲いかかり、闘いは決定的段階に入っていることをふまえ、日韓法的地位協定粉砕・日韓条約粉砕、入管法再上程阻止、入管体制粉砕の闘いを今こそ強力に推し進めなければならない。

一・一五、一六両日全国的行動をテコとして今後さらにこの闘いを推進し拡大していくに当ってわれわれはまず次のことを明瞭にさせておかなければならない。

その第一は日韓法的地位協定－日韓条約粉砕の闘いが、日帝の南朝鮮に対する明治以来の植民地支配に対する清算を何ら行わず、朝鮮の南北分断を固定化し強化し、朝朝鮮人民の過去の清算の要求をテコにして再侵略・再抑圧にのり出すことをもって植民地支配の清算は一切決済したという侵略帝国主義ムキ出しの態度をとっている日帝に対する闘いであるということである。

日本人民の側に則していいかえるならば、一九六五年の日韓条約をもって日帝の明治以来の朝鮮侵略と植民地支配の決済が終ったとする帝国主義的攻撃に基本的に屈服したこと、従って日本プロレタリアート人民にとっては、自ら帝国主義的侵略と戦争に屈服し加担し、朝鮮人民をはじめとするアジア人民に対する侵略と抑圧の担い手となってしまったことについての階級的＝人間的自己批判を鋭く問われる闘いであるということである。

そしてそれは決して容易な闘いではない。なぜならば、日本人民とは明治以来百年抑圧民族として形成された帝国や民族の人民なのであり帝国主義の侵略の歴史と現実を物的基礎として蓄積されている排外主義・大国主義イデオロギーを自己批判的に払拭する血みどろの闘いを不可欠としているからだ。かかるプロレタリアートとしての階級的自己批判の立場で主体的に闘う観点から、われわれは再侵略に恐るべき勢いで進みつつある日帝の明治以来百年の侵略と民族抑圧の歴史をつかみ直し、打倒すべき日帝の血ぬられた姿を徹底的につき出していかなければならないのだ。

すでにわれわれは日韓闘争におけるわれわれの反植民地主義闘争に、朝鮮人民に対する侵略と抑圧の歴史に対する決済の立場＝自己批判が欠如していたことを、日韓闘争におけるわれわれ自身の思想的敗北の問題として明らかにしてきたが、日韓法的地位協定－日韓条約粉砕の闘いはこのことを厳しく要求するのである。【同じことは日華条約をもって中国に対する侵略戦争の責任は清算されたとする日帝の帝国主義的対中国政策に対する闘いにおいても日本人民の中国人民に対するかかわりとして問われているのだ】

日韓法的地位協定－日韓条約粉砕の入管体制粉砕闘争を進めていく上にとって問題にしなければならない第二の点は、在日朝鮮人、中国人をはじめとする在日アジア人民に対する民族的抑圧と同化、追放の悪らつな攻撃の一つひとつを真向うから受けとめ反撃する闘いが決定的であり、この闘いの戦線を更に拡大し、防衛と連帯の厚い戦線を日本階級闘争の中に形成するために全力を挙げなければならないということである。

周知の如く在日アジア人民に対する抑圧・同化・追放の攻撃は、現在法律一二六号にもとずく在日形態の剝奪・減少・抹殺の攻撃として日増しに強められ、在日アジア人民総体の法的地位全般の不安定化、在留規制・強制退去・入管法案再上程の諸攻撃全ての基軸が「日韓法的地位協定」にある。従って在日朝鮮人のみならず、在日中国人、アジア人総体の闘いは、全て「日韓法的地位協定」粉砕と一体の闘いなのである。

しかもこの闘いは、彼ら在日アジア人との血の通った日常的連帯を日本人民がかちとる為に極めて重要な闘いであり、日本のプロレタリアート人民がこの連帯と防衛の闘いをとうして、彼らから学ぶということが、いま排外主義的攻撃が大々的にかけられている中でそれと闘う者の決定的拠点を形成するという意味でこの闘いは一層重要な意義を有 してい るのである。

第三に、われわれはこの法的地位協定にもとづく「永住権」申請期限切れに当る七一年が、三島反革命による天皇制イデオロギーの異常な洪水の中で明けたという恐るべき事態を迎えていることを危機意識をもって捉え返さなければならない。とりわけ現代における学生層は、日本帝国主義の侵略と抑圧、収奪と虐殺の事実を全く抹殺し、むしろその歴史を美化した学校教育をもって育った世代であり形骸化し骨抜きにされた「民主主義」をもって唯一の最高主義であると教えられてきた層であり形骸化した民主主義から離反が強力な国家イデオロギーに容易に組織される存在であること、三島のいう「天皇を中心とし日本の歴史・文化、伝統」に最も思想的に弱い層であることをふまえ、従って排外主義イデオロギー及び天皇制イデオロギー的熱狂との闘いはすぐれて学生運動の重大な任務であることを徹底的に明確にしておかなければならない。

われわれはこれらと闘いを決して軽視することは許されない。

日本学生運動は今、全学生をまき込んでこのイデオロギー的危機に対する真向うからの大きな闘いを展開し人間解放の強烈なイデオロギーをもって全大衆の獲得をかちぬいていかなければならない。

全共闘を再建強化し更に闘いの大衆化を

最後にわれわれは全国全共闘と大学全共闘の再建・強化と大学闘争の再興の為 の闘いを 強く訴える。

すでに明らかにしたように、七一年闘争の異常な困難性と爆発的な展望、課題の多様さと戦線の拡大は、より強力な全国的統一性と指導性を限りなく要求している。

日本学生運動の課せられている任務の重大性は、全国全共闘の飛躍的強化を不可欠の急務の課題としている。既に日共スターリニストは三ヶ年間の激動、とりわけ大学闘争の全国的爆発と全国全共闘の結成のもとで、その力量を著るしく減退し、もはや全国学生運動の指導的位置からは全く地に落ちている。全国全共闘結成に反対し、全国全共闘敵対の策動を執拗に続けてきた革マル派も、依然として敵対行為を続け、排外主義丸出しの反革命小勢力へ転落している。全国学生運動を主導する勢力が全国全共闘しかないことは誰の目にも明らかである。

全国全共闘の飛躍的花のための第一は、指導的層の花にもとずく中央機関の強化である。書記局はいま全共闘運動の総の徹底した討論をふまえ、七年の闘いを全共闘運動として勝利的に闘いぬく体制を先頭に立って早急に築かなければならない。この討論を真正面から受けとめ書局の再建強化を通じて全国全共闘を飛躍的強化をかちとるために、われわれは全共闘に責任をもつ党派のより真剣な取組みを強くよびかけるものである。

全共闘強化の第二の環は、各大学全共闘の再建強化である。大学全共闘は、機動隊による大学支配と大学の地すべり的反花の攻撃

（六めんにつづく）

全学連第29回臨時全国大会 大会宣言

全学連－全国全共闘を強化し、71年学生運動の怒濤の進撃を

全国の学友諸君！

全学連第二十九回臨時全国大会は、全国から結集した二百十大学、二百五十九自治会、千五百七十余名によって真摯にかちとられた。

七一年春の集中的攻撃を目前にし、この重層的諸攻勢と真向うから闘うことを直接的課題とし、闘うわれわれの思想的深化と戦列の構築のために本臨時大会は開催された。

われわれは、本大会三日間の白熱した討論を通じて、われわれが生きかつ闘っているこの時代の激闘の厳しさをあらためて確認すると同時に、この死闘の時代を闘い抜いていく決意を強固にかためた。日帝のアジア侵略の公然たる開始と、国内反動の[illegible]対し、われわれは闘いの決意をいまふたたび根底からうちかため、七〇年代に向って、時代を切りひらく死にもの狂いの闘いをもってこれに応えなければならないことを確認した。

大会の討論を通じて明らかにされたように、すでに超反革命的三島事件の発生は、現存の支配体制の完全な行き詰まりと体制危機の急速な深まりの事実をまざまざと示したと共にそれを反革命的、反動的に打開せんとする潮流の公然たる台頭との真正面からの命がけの血みどろの対決をはらんだ時代へ突入したことをつきつけている。

七〇年代という時代的基調は明らかに三〇年代型階級闘争へのラセン的回帰を示している。

大会二日目に起った柴野君虐殺は、一挙的に台頭しつつある民間右翼・民族派とともに、民衆に対する増しみを露骨にし、虐殺的弾圧をむき出しにしつつある権力が、われわれの敵――闘うべき当の相手であることを示した。権力もその反人民的・反革命的本性をより露骨にしつつあるのだ。

かかる時代――アジア侵略にむかっての泥沼的時代の到来は当然のことながらわれわれ闘う主体の姿勢・思想、闘いの論理と倫理をあらためて厳しく問うものである。本大会の討論は、われわれの直面する諸課題の全てにわたってここに集中した。

時代的基調の厳しさ、諸攻撃の質の厳しさを主体的にとらえ直すことを通じて、死闘として闘いぬくわれわれの闘いの質的・思想的深化を攻撃的にかちとるために全ての努力が集中した。

大会に先立って在日アジア人民からつきつけられたわれわれに対する糾弾と弾劾は、入管闘争ならびに反植民地主義の諸闘争を闘うわれわれの闘いの質を厳しく問うものであると同時に七〇年代を闘いぬくわれわれの全てを根底的にとらえ直すことを要請するものであった。

討論を通じてわれわれは、自己の闘いがいかに主義的に帝国主義と最もよく闘うものであっても、在日アジア人民の秀れて自己解放的主体的な闘いを忘却し、無視し、無自覚であるかぎり、それはしばしばひとりよがりの、あるいは排外主義的堕落をはらんだ闘いでしかないことを知らされた。われわれは自己を厳しく批判すべきこと、抑圧民族なる自己との主体的対決をぬきにして国際主義的連帯も、したがって排外主義と闘うことを通した帝国主義に対する真に革命的な闘いもありえないことを自覚した。さらにこの闘いが同時に、スターリニズムとの厳しい世界史的対決を不可避としていることを把握した。

われわれは本大会の名をもって、在日アジア人民（アジア民衆総体）の防衛と連帯は抑圧民族のプロレタリアートたるわれわれの責務であり、義務であり、支払われるべき血債であることを明らかにすると共に、われわれ自身の排外主義（的堕落）との闘い、したがってわれわれ自身の解放のためにも、在日アジア人民（アジア民衆総体）との連帯が決定的に不可欠であることを明らかにしなければならない。

なぜならば、在日アジア人民（アジア民衆総体）との連帯における緊張を通じて、われわれの何たるかを、帝国主義の何たるかを歴史的・現在的に最もよく自覚し、深化しうるからである。

学友諸君！

その上に立ってわれわれは強く訴える。

在日アジア人民が日本における生活と生存を根底から揺さぶる超反動的・排外主義的攻撃の嵐に、在日アジア人の法的地位問題というかたちで直面している今、われわれはこの闘いをわれわれの闘いとして真正面から受けとめ全力を挙げて闘わなければならない。

この具体的実践をとうしてわれわれの自覚をさらに深め、日本人民の奥深く戦線を構築することがわれわれに急務の課題として課せられている。入管法は何としてでも葬り去らなければならない。

さらに大会は、「沖縄返還協定」の三月調印という緊迫した事態を目前にし、「七二年沖縄返還協定」粉砕・沖縄奪還の大衆的闘争を三月調印阻止へ向けて強力におし進めることを決定した。大会は沖縄代表の発言を先頭として本土・沖縄の学友の討論を通じて、沖縄闘争の質的飛躍をかけて厳しく展開された。

討論を通じてわれわれは、もともと沖縄県民の強烈な本土復帰闘争に応えるべく沖縄奪還の闘いに起ち上ったこと、そしててこの本土復帰闘争が沖縄の分離・軍事支配に対する闘いである以上、沖縄の分離・軍事支配によって支えられた安保体制を決定的に揺さぶるものであることを把握して起ち上ったことを再びとらえ返し、戦後二十五年間分離支配のもとに苦しんだ沖縄県民の状態にいまだ何ら決着がついていないこと、否むしろ「七二年返還」はますますその決着とほど遠い結果しかもたらさないこと、そしてこのことはとりわけ本土人民の沖縄県民に対する二十五年間の決着を鋭く要求し、本土・沖縄を通じた、「七二年返還」のペテン性・反人民性の徹底的暴露をもってより強力な闘いが要求されていることを明らかにした。

そして、さらに問題に、「七二年返還」が本土復帰の願いに応えていないばかりか、本土復帰の願いを逆手にとって日帝のアジア侵略の決定的テコとしていること、したがって沖縄奪還の闘いを勝利的に貫徹できずに「七二年返還」を許すということは、日帝のアジア侵略を許し侵略体制への動員を許し、アジア民衆へのこの上ない裏切りであることを痛烈に確認した。

かくして大会は沖縄奪還闘争の原理的再把握と深化の上に、「七二年返還」を粉砕し、軍事支配（拠点化）を根底的に粉砕すべく、三月調印阻止へ本土・沖縄あげて全力で闘う闘い決意をかちとった。

学友諸君！ われわれと共に断固として決起しようではないか！

さらに大会は、機動隊に守られ権力とゆ着した大学の一層の腐敗と堕落、その非人間性を鋭く暴き、国家権力と企業とにますます従属しアジア侵略のため動員され、民衆の幻滅、憎悪と闘いの対象にますます傾斜してしまった大学を根底的に破壊し大学をわれわれの手にうばい返すために再び大学闘争を真正面から闘いぬくことを宣言した。

そして各大学全共闘の維持・強化のために全力を挙げると共に、全国全共闘を飛躍的に強化していくことを決定した。

大会は、三里塚農民に対する特措法攻撃と総力で闘い、農民と共に特措法を粉砕すること、来春の統一地方選挙において柔野の敗北と粉砕のため闘い、杉並長谷川区議を先頭とする全国六候補の勝利のためその先頭に立って闘うこと、さらに、破防法被告をはじめいまだ獄中に奪われている学友などの奪還のため全力をつくし、公判闘争に司法権力との死闘を闘いぬいている学友と共に総力をあげて闘い敵の攻撃をはねかえすべきこと等々を重大な決意をもって決定し、それぞれの戦線に現闘設置あるいは補充のための数十名の学友を選出した。

大会は、さらに、いまや完全に排外主義的堕落を深めた革マル派を完ぷなきまでに批判し、彼らの安保＝沖縄闘争論、入管闘争論の完全な破産を、優位性をもって確認し、結局彼らがスターリニズムからの決別に失敗し、堕落と腐敗を深めていることと、したがって彼らを全戦線から放逐し、粉砕するため全力をあげて闘うことを宣言した。

そしてわれわれは、大会二日目、日韓条約批准五周年の闘争とともに、和井田史朗君追悼集会を開催し、和井田君の遺志を断固として受け継いで闘うことを誓い、同じ日の柴野君虐殺に対して激しい憤りをもって受けとめ、権力の非道なやり方に対してより大胆なより大衆的な報復をもって応える決意を固めた。

最後にわれわれは本大会の討論において、部落解放闘争に関する提案が、本大会に参加した部落研の学友を中心とする多くの学友から大会第一日目に根底的に批判・糾弾され、大会議案を執筆し提案した中央執行委員会の自己批判とともに本大会の名をもって厳しく自己批判し、大会議案の一部回収を決定したことをここに明らかにする。

大会議案は、部落解放闘争について語りながら、部落解放闘争を自己の闘いとして受けとめていない非主体的な表現であり、そもそも部落民の差別徹底糾弾についてほかならぬ己れが糾弾されている存在なのだという、自己の何たるかを全く欠落しており、同和対策をめぐる部落解放闘争の厳しい闘いを主体的にとらえ直すことなく記述されており、したがってとりわけ一人の無実の部落青年に徹頭徹尾差別をもって裁くことによりこともなげに死刑判決を行って恥じない狭山裁判をほかならぬわれわれの闘いとして真正面から闘うことを欠落している。その点第二十八回大会議案よりもはるかに後退してしまっている。

われわれはわれわれのよって立つ足場、それにもとづく自己の全人格が差別と抑圧に満ち満ちていることをあらためて痛切に自覚する。

帝国主義の危機にともなう部落差別の一層の拡大と深刻化、とりわけ権力の手による直接の差別等々、部落の生活の危機がますます深化し部落大衆自身による自己解放のあらたな大衆的闘いを迎えつつあるいま、われわれの無関心が差別に輪をかけ闘いを阻害するものであることを自己批判的に確認しなければならない。そして、われわれはわれわれ自身の解放のための闘いが、たえず在日アジア人民・部落民の強烈な人間解放の闘いとの関連の中で点検をうけることをとうして、真に人間解放の内実をつかみとり、貫いていきうるのだということをはっきり確認した。

われわれは大会後とも、全学連中執を先頭にして部落民衆のわれわれに対する糾弾を真正面から厳しく受けとめ、われわれの階級的自覚を深化し、入管闘争・沖縄闘争等と共に部落解放闘争を反帝国主義・反スターリン主義のために闘うわれわれの課題として主体的に闘いぬいていく決意をあらためて固めた。

われわれは狭山差別裁判糾弾闘争をみずから闘う中で、差別徹底糾弾、部落解放・日帝打倒の諸闘争と連帯しつつ、七〇年代内乱的死闘を闘いぬくものとしての自己の人格との主体的格闘をとうして、今後のあらゆる闘いをより一層強力に先頭に立って闘いぬいていくことを決意するものである。とともにわれわれは、大会の名をもって全国の学生がわれわれと共に部落解放にむかってより積極的に闘うことを強く訴える。

以上われわれは大会の全ての討論を通じて、七一年に向って体制を固め、闘いの確信を深めた。七〇年代の闘いは、われわれ自身の絶えざる自己変革と点検を厳くことによってのみ、アジア侵略の大反動に抗しこれをうちかえして勝利の道を切りひらいていくことができること、日本階級闘争は、この闘いを貫き通して本当に非妥協的な鋭い気迫をもった闘いに転化し、内乱的七〇年代の死闘を貫徹しうるのだということを明らかにした。

七一年春を頂点として、入管闘争・沖縄闘争の大衆的爆発を主軸として全戦線にわたる死闘にわれわれの主体的飛躍をかけて決起し、肉迫せよ！

一九七〇年十二月十九日

全学連第二十九回臨時全国大会

■日韓法的地位協定にもとづく「永住権」申請の期限切れ、入管法国会再上程、沖縄返還協定四月調印、都知事選・統一地方選挙など、日本帝国主義のアジア侵略と侵略体制構築の総攻撃の真只中で、七一年春はまさに革命的左翼の正念場だ。六七年－七〇年をきりひらいてきた革共同の政治的・思想的大路線のもと、すべての戦線で全力あげて七一年に突入せよ！ 本誌はそのたたかいの先頭に立つ。

特集／入管闘争の前進のために

■日韓条約－法的地位協定粉砕 入管法再上程阻止・入管体制粉砕のために闘おう

■入管闘争の中間的総括と更なる深化と発展のための諸問題について

―入管闘争のいっそうの深化と発展のために「前進」五〇六号論文への若干の補論として

■日本帝国主義の南朝鮮・台湾再侵略について　白井 朗

■帝国主義的民族主義へ転落した革マル派　秋口 純

■排外主義的高校教育を糾弾する　反戦高協中央書記局

革命的共産主義者同盟
全国委員会政治機関誌

共産主義者

21号 発売中
定価 380円

沖縄返還協定粉砕・四月調印阻止 のために

台頭する反革命を全力で粉砕せよ

―三島事件にたいするわれわれの見解

日帝のアジア再侵略と自衛隊

三里塚農民群像

―一九七〇年九月三〇日―一〇月二日　高田隆志

●書評●

「朝鮮人強制連行の記録」　和島修二

「米国軍隊は解体する」　柏木俊秋

公害闘争の推進のために　秋口 純

秦野の都知事選立候補の野望を粉砕せよ

20号好評発売中　価400円（〒75）

■日本革命に勝利する党を建設するために

■六月安保決戦の勝利うち固めさらに大胆な進撃を

日本共産党第十一回大会批判　田川和夫

革マル派沖縄闘争批判　秋口 純

ML派の沖縄独立論を批判する　西里 雄

■七〇年代・内乱的死闘の開幕　①十一月決戦の総括と七〇年代のわが同盟の基本路線について　②帝国主義を打倒する労働運動／陶山健一　③日米共同声明下における沖縄奪還闘争の革命的発展のために　④六月安保決戦の大衆的戦闘的爆発かちとり革命的展望を人民のものに

自衛隊の革命的解体＝全人民の武装の闘いの飛躍のために

入管体制をあばく

〈9〉

入管法再上程阻止・入管体制粉砕のために

日韓法的地位協定 ②

日帝と朴政権による支配の貫徹狙う

侵略史の抹殺、朝鮮分断の固定化、法律126号消去許すな

「協定永住権」申請期限切れは、あと数日に迫っている。「韓国籍」取得を最大の条件とした「協定永住権」は、在日朝鮮人総体に「韓国籍」を強要していく大攻撃であると同時に、「協定こそ在日朝鮮人の唯一の法的地位」「一二六以来懸案となっていた在日朝鮮人の法的地位が解決された」とする攻撃である。そして、この両者の攻撃は相互補完的に結びつきながら、日帝の南朝鮮侵略と密接に関連してる。

◇◇◇「韓国籍」強要の意味

「韓国籍」強要は、四八年五月韓国政府が樹立されて以来、「公然の秘密」として行なわれていたものだが、日韓条約によってはじめて日本政府は、「韓国は国籍だが朝鮮は符号だ」として、「韓国籍」強要を公然化する第一歩を踏みだした。そして、昨年の日韓閣僚会議では、日帝が「韓国籍」強要と「協定永住権」申請促進に全面的に協力することを正式に約したのである。この背景には、六五年に二十五万に達したと言われる「韓国籍」の人数による攻撃の既成事実化と日韓条約による日帝の南朝鮮侵略の開始があった。

日韓条約によって日帝ははじめて、韓国政府を「朝鮮にある唯一の合法的な政府」と確認した。これは、日帝が朝鮮再侵略をかいらい朴政府を水路として開始することを意味した。そして在日朝鮮人に「韓国籍」を取得させ、朴政府を自己の代表とみなすことを強要したのである。日帝は南朝鮮に対する侵略と朴との結びつきを深めることを通じて在日朝鮮人総体に攻撃を強めている。注意する必要があるのは、「韓国籍」の人が「在日韓国人」として生きようという願いすら逆手にとって、攻撃に転化していることだ。戦前の「内鮮一体」と、現在の「日韓共同」は本質的には同じ日帝の野望が流れているといえる。また、日帝の「共和国敵視政策」も、日帝の南朝鮮再侵略に手をつけるための前提であると同時に（朴と結びつくために必要）、そのテコなのであり、南朝鮮再侵略の深まりにつれて強化されていく。

また、日韓条約は朴政権を「唯一の合法政府」として承認したものである。この日帝による分割承認が南朝鮮侵略のための絶対的条約であることは以上述べてきたことから明らかであるが、そこにとどまらない内容をももっている。なぜなら、それは朝鮮統一に対する恐怖と憎しみが存在しているからだ。朝鮮の統一は四八年以前の状態に対する単純な回復ではありえない。米軍の存在はもちろんのこと、朝鮮の現存秩序を荒々しく破壊する闘いなのであり、ヤルタ的秩序を根底からくつがえすものだ。南朝鮮革命と密接に関連しながら（単純なイコールではない）闘われるのだ。したがって、日韓条約は朝鮮の統一と真向うから敵対しているのだ。

日帝の敗戦と同時に訪れた、朝鮮支配の崩壊は、在日朝鮮人の処遇をめぐる問題を、日帝の死活問題とした。朝鮮人は八・一五解放と同時に、中国東北地方—朝鮮—日本において怒濤のごとき闘いを開始した。日帝にとって、在日朝鮮人の存在は、すでに破綻した植民地統治下の人民が日帝の砦の内部で新しい夜明けをむかえたという関係に入ったことを意味するのであり、朝鮮人民の民族解放の闘いに、かれらが日本国内に存在していることそのものによって、たえず恐怖し続けるのである。敗戦した日帝は、民族解放闘争で追いうちをかけられることにおびえ続け、戦後の在日朝鮮人に対する姿勢はそれを受けついでいるのだ。「韓国籍」強要もそのような日帝の精神が流れているといえる。

◇◇◇「協定永住権」と法律一二六

日帝は、「協定永住権こそ、在日朝鮮人の最も基本的な法的地位」とするため、必死の攻撃をくり広げている。「韓国籍」をふやし、「協定永住権」取得者を過半数にするために血まなこになっている。「協定永住権」は、「韓国籍」強要という役割を持っているが、それに止まらない積極的な意味をもっている。なぜなら「協定永住」はそれまでの在日朝鮮人の法的地位に対する攻撃なのであり、とりわけ一二六を「協定永住」でおきかえようと日帝は狙っているからである。この一二六に対する攻撃は、日帝の侵略史を抹殺することを通して新たな再侵略の道をはき清めるものであると同時に、「協定永住」をあくまで拒否する人の法的地位を剥奪してしまおうという攻撃である。

戦後の在日朝鮮人の法的地位は法律一二六、法務省令十四号、特別在留、一般の在留資格、仮放免などにわかれている。このうち一二六は三十二万五千人、特在は二万八千人といわれ、「密入国者」が数万人といわれている。一二六以外は在留期間が限定されているため、数年おきに在留期間を更新しなければならない。一二六は五二年四月二十八日講和条約と同時に発効した法律で、入管令の一部「改正」という形をとって入管令に講和成立後も法律として効力を持たせる一方、日帝侵略百年史にもとづく在日朝鮮人問題を在日朝鮮人が納得するような形で解決することを回避し、別の形での攻撃の開始を考えながら、在日朝鮮人の在留権を認めたものといえる。日帝は侵略史を正式に清算できないまま、彼らの在留権を認めてしまったのである。日帝にとっては一二六を抹殺せずしては日韓条約にかけたものを実現できない関係にある。

したがって日帝は、「協定永住権」取得者から一二六をはずすばかりか、それ以外の人の一二六をはく奪し、特在にしたり、退去強制したり、という攻撃に手をつけたのだ。つまり、「協定永住権」を中心に在日朝鮮人の法的地位を再編しようとしているのであり、それ以外は文字どおり「煮て食っても、焼いて食ってもいい」状態にしようとしているのだ。日帝は「朝鮮籍」の在日朝鮮人を、それまでの法的地位がどんなものであったかにかかわらず、法的地位つまり存在の法的根拠が失なわれるという状態に直面させようとしているのであり、権力者の全く恣意的判断で運命が左右されかねないという恐るべき事態にもっていこうとしていることを、われわれは断固糾弾しなければならない。改悪入管法はこのような状態のなかで、その攻撃性を一層強めるものといえる。もちろんそのような状態が確立してはじめて入管令や入管法の攻撃がかけられるといったものでなく、その確立過程ですでに攻撃がかけられ、その攻撃が日韓法的地位協定を中心とする再編のテコともなっているのだ。

このような在日朝鮮人に対する日韓法的地位協定による全く理不尽な攻撃に対し、激しい抗議が巻き起ったため、政府はあわてて談話を発表し、「朝鮮籍」の人に次のような形で約束をせざるをえなかった。

この協定が発効すれば、在日韓国人の待遇はよくなってゆくだろうが、北朝鮮系の人たちの扱い方は今までと少しも変らない。北朝鮮系の人たちには今までやってきた通りに対処するつもりであり、少なくとも現状より悪くならないといえる。

この六五年六月二十三日に石井法務大臣が行なった談話を、「朝鮮籍」の人々が、今までの法律一二六号などの法的地位が協定後も継続される、と受け取ったのは全く当然であり、政府はこれに対してどんな言いのがれもする権利はない。そうであるが故になおさら協定発効後から現在に至る五年間に、この談話と真向から矛盾する攻撃を政府がしかけていることに対し、われわれは満身の怒りをもって糾弾しなければならない。この攻撃とは一二六取得者に対する過去強制の攻撃であり、それを利用した「韓国籍」強要の攻撃である。

この攻撃は、いったんは与えた「約束」を平気で反古にするような攻撃であり、「今まで」「現状」というようにさもそれまでの入管行政が在日朝鮮人に感謝されていたかのようなポーズをとりながら法的地位の継続という「朝鮮籍」の人の願望を真向うから踏みにじる攻撃である。われわれはかかる卑劣なペテンと、その背景にあった「今まで」「現状」の入管体制ののどす黒い本質をつかみとり、日本政府の居直りを断じて許してはならないのだ。同時に「在日韓国人の待遇はよくなってゆく」という言葉が全くのデマであり、待遇はむしろ悪くなっていることもつかまなければならない。

◇◇◇池上の卑劣な居直りを糾弾する

この石井談話を何とかして闇に葬り去り、一二六号を「協定永住」で置きかえ、「朝鮮籍」の人の法的地位を剥奪しようとしているのが、日韓会談法的地位問題日本側委員の池上努である。われわれは、池上を先頭とする日帝の黒い陰謀を断固粉砕しなければならない。

日本政府が昭和二七年法律一二六号に該当する人たちの在留を在留資格なしに認めているのは、本来その人たちの在留資格や法的地位を自由に決めることができるにもかかわらず、日韓間の会談によって合意ができた線に合うように決めることにしているからである。……しかしこの手続（「協定永住」申請のこと）をして永住権を取ろうとしない者に対しては、日本政府は国際的原則に戻って、全く自由にその存在、待遇を決めることができるということになる。（池上著『法的地位協定二百の質問』）

池上のいっていることは、歴史的にも法的にも、あらゆる点から見ても、全くでたらめで何の説得力もない。

まず第一に、日本政府は在日朝鮮人の在留資格や法的地位を「本来自由に決める」ことなど絶対にできるわけがない。在日朝鮮人が日本に在留しているのは、一九一〇年日韓併合を指標とする朝鮮に対する日帝の侵略、および強制連行によっているのであり、この侵略史を不問に付したまま、戦後の在日朝鮮人の法的地位を考えることはできないのである。あくまで在日朝鮮人の意志と要求が第一義的に考えられなければならないのである。

第二に、日韓間の会談をアプリオリに持ち出しているが、在日朝鮮人すべてが韓国政府を自己の代表として認めているわけではない。約三十万に及ぶぼう大な数の人が共和国政府を選択しているのは周知の事実である。池上は、恩着せがましく特別に考慮して、在日朝鮮人の意志を尊重するかのようなポーズをとっているが、日帝が朝鮮分断に加担していることを棚に上げ、米帝のかいらい政権と結託して「韓国籍」を在日朝鮮人に強要し続けてきたことを巧妙にいんぺいしているのである。日韓間の会談も、日帝の南朝鮮再侵略と在日朝鮮人の法的地位の低下・剥奪を狙ったものであり、在日朝鮮人の意志を少しも考えていないのである。

第三に、「協定永住権」が以上述べたような攻撃である限り、それを申請しないからといって、自由裁量権をふりまわすことが許される筈がない。ここで池上は、「国際的原則」なるものを持ち出し、さも今までは他国よりも良心的な態度をとってきたかのようにしているが、世界史に類例がない数千万人に及ぶ強制連行と六十万在日朝鮮人の存在に、もともと「国際的原則」などある筈がないのである。戦前と何ら変わりのない、国際帝国主義のなかでもひときわ野蛮な政策を今またふりかざしているにすぎないのだ。

第四に、池上は「一二六は永住を認めたのではない」といって、一二六への攻撃を合理化しようとしているが、一二六が永住を認めたものと朝鮮人が主張しているのは全く正当であり、何の異論をはさむこともできない。「別に法律に定めるまで」という部分を在日朝鮮人がそんな法律は必要ないとはっきりいっている場合、日本政府は一二六を永住権として扱わなければならない一方的義務があるだけである。

◇◇◇卑劣な「韓国籍」強要攻撃

以上のように池上が述べている攻撃は、協定発効五年間、現実の入管行政のなかで凄まじい攻撃となってあらわれている。

この基軸は、「韓国籍」強要の攻撃である。この攻撃は、四八年八月大韓民国政府が樹立されて以来執ように続けられ、六五年までに「韓国籍」の人は二十五万人に達したといわれている。そして協定発効後の五年間に、実に七万人も「韓国籍」の人が増加したと政府は発表している。この攻撃は、「永住権」の名で永住を剥奪する日韓法的地位協定こそ在日朝鮮人の唯一の法的地位であると強弁するために、「韓国籍」過半数獲得を必死になって追及しているものである。かかる池上の言葉を地で行く大攻撃を痛憤を込めて糾弾しなければならない。しかもこの攻撃は、次のような言語道断な卑劣な手口で行なわれているのである。

これは六六年夏に、「朝鮮籍」をもつある在日朝鮮人（仮にA氏と呼ぶ）にかけられた攻撃である。A氏は当時大村収容所に収容されていた。六四年の「恐喝罪」による実刑を理由に退去強制令書がすでに発布されていた。数日後には朴の下へ退去強制されようとしていた頃、突然収容所長が「韓国籍を取得し、協定永住を申請すれば退去強制しない」といって、彼に「韓国籍」を取得することをもちかけたのである。A氏の家は千葉にあったが、そこでは年老いた五三才の母が高血圧で床に着き兄も肺結核で寝ていた。母も兄も長年にわたる日本人による迫害のなかを必死で生き抜き、病いたおれていたのだ。母は子の、兄は弟の安否をどんなに心配していたことだろう。またA氏も、唯一の働き手である自分が退去強制されれば母や兄は生きていくことさえできないことをどんな気持で考えただろうか。ついに彼は「韓国籍」を取得し放免された。

このような筆舌に尽し難い卑劣なやり口を日本政府はフルに使っているのである。約三十二万人と公表されている「韓国籍」の人の多くが、どのような思いを込めて「韓国籍」を取ったのかを考える時、日帝の非道は全く明らかである。

◇◇◇一二六への退去強制攻撃

協定発効後、一二六取得者に対する退去強制の攻撃がひんぴんと起っている。これは、一二六という既得権剥奪の大攻撃であると同時に、「協定永住」でもって一二六を否定しようとする許し難い暴挙である。六七年北海道で起きた柳槙烈事件に見られるように、法的にもでたらめ極まりないやり口が使われており、しかも朝鮮総連幹部や関係者を狙い打ちした攻撃であることに断固注目しなければならない。

柳氏は戦前から三十年以上にわたって日本に住んでいる一二六取得者であり、事件当時朝鮮総連函館支部委員長として活動していた。その彼に突如として、「弟の不法入国を助けた」として退去強制の攻撃がかけられたのである。

しかし、これは入管令上からいっても全く不当な攻撃なのである。なぜなら、柳氏と「不法入国者」の関係は兄弟なのであり、同条項が「密入国手配師」に限定されて適用されてきた（これじたい不当だが）こととくらべれば、とてつもない拡張解釈なのだ。しかも柳氏は一二六取得者である。一二六には入管令は断じて適用されないのだ。裁判の過程で入管は、「一二六にも入管令退去強制条項は適用できる」と証言したが、これは一二六とはそもそも何なのかをわきまえない暴論である。彼が朝鮮総連幹部であることに目をつけ、何としても退去強制せんとするためのこじつけにすぎないのだ。

このように、一二六取得者しかも朝鮮総連や朝鮮人学校関係者に対する退去強制が協定発効後激増している。たとえば、六七年千葉と大阪、六六年仙台（この場合は六十才をこす老婦人）、などで攻撃がかけられている。また、一二六以下の法的地位の人に対する攻撃も激しく、六三年仙台の朝鮮総連機関要員で有能なサッカー選手に退去強制命令が出されたり、六三年茨城県朝鮮人学校教員を授業中外国人登録法違反で逮捕したり六六年東京で妊娠中の女性を大村収容所に幽閉し退去強制しようとしたなどの事件が起きている。

これらの事件はすべて裁判に訴えて闘われているが、日本政府は入管法によって、このような行政訴訟権を奪い、送還先を韓国に決定できる合法的権利を手に入れようとしている。また、入管法付則十四条の、「法律一二六号第二号第六項中『は、出入国管理令第二十二条の二第一項』を『のうち、出入国管理法の施行の日まで引き続き本邦に在留するものは、同法第三十二条第一項』に改める」という規定も、一二六に対する大攻撃である。これによれば、五二年四月二十八日以降一時帰国した一二六取得者は一二六を合法的に剥奪されることになるからだ。

われわれは、かかる「朝鮮籍」の人に対する、なかんづく一二六に対する大攻撃を、一瞬の油断もなく弾劾糾弾していかねばならない。

われわれは満身の怒りをもってかかる大攻撃を弾劾し、その粉砕のために全力で闘わねばならない。

◇　◇

なお、国籍書きかえについては他記事・論評を参照して下さい。また、帰還事業については別の機会に論じます。

（この項終り）

法務省にある帰還事業再開の陳情に対する面会拒否・立入り禁止の看板。左の「人権週間」の垂れ幕が白々しい。

（1めんから続く）

民、中国人民は日韓法的地位協定との闘いを、日韓条約＝日韓体制との闘いを、いかなる困難にも屈することなく、不屈に闘い続けてきているのだ。

われわれはその不屈の闘いを、朝鮮籍への書きかえの闘い、そして劉彩品さん、巫召鴻君、劉道昌君の闘いなど在日朝鮮人、中国人の先進的な闘い、彼らからの厳しい糾弾を通じて、はじめて知ることができたのである。

（4）

日韓法的地位協定にもとづく七一年一月十六日を、在日朝鮮人民は厳しい闘いと異常な緊張のなかで迎えようとしている。

一方、われわれ日本プロレタリアートにとって、在日朝鮮人六十万の運命をまで変えてしまおうとしているこの七一年一月十六日とは一体何なのか。六五年日韓闘争敗北以降、日韓法的地位協定のもとで「永住権」申請の期限切れの七一年一月十六日にむけてこの五年間闘いぬかれてきた在日朝鮮人民の死活を賭けた闘いの存在をすら知ることなく今日まで来てしまったということについて、深く恥じなければならない。

さらに日韓闘争敗北後に、在日朝鮮人、中国人にいっせいに襲いかかった日本帝国主義からの韓国籍強要の攻撃、朝鮮籍への書きかえに対する弾圧、一二六剥奪の攻撃「永住権」審査に名を借りた身辺調査の攻撃など存在それ自体までおもおびやかす攻撃と体をはって闘ってきた在日朝鮮、中国人民の闘いに対し、日本プロレタリアート人民は何ひとつ力となりえず、彼らの闘いを孤立した闘いのままに放置してきてしまったことに対し、われわれは徹底的に自己批判しなければならない。

日韓条約締結から五年、日本帝国主義は南朝鮮、台湾への侵略をますます深め、さらに南朝鮮、台湾を足場に、アジア全域への侵略へと乗りだしつつあるなかにあって、日本プロレタリアートが依然として自己の抑圧民族としての恐るべき腐敗の深刻さについて自覚しえず、闘うアジア人民との連帯を自らの無自覚、無知の故に断ち続けるようなことがあるならば、それは許しがたいことであるといわなければならない。

日韓闘争敗北からの決定的な五年間、日本プロレタリアートは在日朝鮮人民の存在を「忘れてしまっていた」のであり、そのことによって自らの腐敗を深め、在日朝鮮人民、中国人民との連帯を自らの手で決定的に断ってきてしまったのである。

われわれは七・七、十・八集会の過程での在日アジア人民からの糾弾を通じて、劉彩品さん、巫召鴻君、劉道昌君の闘いから学ぶことを通じて、さらに朝鮮籍書がえのことを知らされたのであり、新たな闘いへの端緒をつかむことができたのである。われわれは七・七以来の入管闘争のなかで必死につかみとってきたものをもって、一・一六を新たな出発点に、入管闘争の飛躍的強化にふみださなければならない。われわれは、われわれ自体のなかにある抑圧民族としての腐敗と非妥協的に闘い、さらに日本プロレタリアート自体のなかにある排外主義、大国主義、愛国主義と徹底的に闘い、入管闘争の戦線を日本人民の奥深く構築していかなければならないのだ。

（5めんから続く）

の真只中で一様に極めて困難な闘いを強いられている。だが、全共闘学生は依然として学生の多数をしめ、学内外に全共闘は生き続けている。われわれは、七一年的諸課題をとりあげ、その大衆的闘いをより攻勢的に推進していくなかから全共闘を担う学生の結集を徹底的に推進しなければならない。

全共闘強化の第三の環は、大学闘争の新らたな開始である。既に東大、日大、法大などにおいて新らたな大学闘争が開始され、注目すべきいくつかの教訓をひき出しつつある。とりわけ東大地震研闘争は、東大を揺さぶりつつ拠点を新らたに構築し、戦線の拡大をひき出して闘いぬかれ、一・一八東大闘争二周年安田講堂前集会の主軸となって全国大学闘争の再興の突破口をきりひらこうとしている。日大もまた各学部ごとの様ざまな闘いを永遠的に闘いぬきながら全共闘再建強化のための新らたな戦線の芽をつくり出しつつある。機動隊に守られた大学の腐敗は全国的に著しく大学闘争の再爆発は不可避であり、われわれは機動隊大学粉砕のスローガンのもとに大学闘争の新らたな開始にむけて全力を挙げて闘わなければならない。

だが全国全共闘と大学全共闘の飛躍的強化のための闘いは、なによりも、七一年春にむけて沖縄・入管を軸にする重層的攻撃と真向うから対決し、闘いぬくことの中ではじめて可能であろう。諸闘争の熾烈な大衆的闘いを全共闘の再建強化へ！　全決闘の強化を基礎に七一年春を勝利的に爆発せしめよ！

全学連とわが同盟はその主軸となって闘うであろう。

一月公判予定（後半）

12日
●11月決戦〈10・21、13グループ〉1時 703号法廷 小野正春（千代田反戦）など10名 弁護士寺光忠など3名（国選） 東京地裁刑事3部播本格一裁判長係

18日
●王子・東大・11月決戦併合 10時 503号法廷 橋本利昭（元全学連副委員長） 弁護士小泉征一郎 東京地裁刑事4部木梨節夫裁判長係

19日
●70年2・19部庁突入闘争 1時 309号法廷 高橋光明（部職労反戦）など3名 弁護士近藤勝など2名 東京地裁刑事21部2係高信雅人裁判長係

20日
●電通告訴事件 柳原宏（電通大）など2名 弁護士丸田哲彦 東京地裁八王子支部

21日
●11月決戦〈10・21、11グループ〉1時 平山卓（神奈川県反戦）など12名 弁護士中島重徳など5名（国選） 東京地方裁判所刑事20部牧圭次裁判長係

22日
●68年10・21新宿騒乱闘争 10時 701号法廷 吉羽忠（被告団団長）ら21名 弁護士斎藤浩二など7名 東京地方裁判所刑事3部播本格一裁判長係

25日
●11月決戦〈10・21、5グループ〉1時 702号法廷 向山和光（埼玉反戦）など14名 弁護士中津靖夫など3名（国選） 東京地裁刑事16部小林充裁判長係

26日
●11月決戦〈10・21、6グループ〉1時 704号法廷 佐藤路世（港反戦）など11名 弁護士上野操など3名（国選） 東京地裁刑事16部小林充裁判長係

27日
●68・9・22立川闘争 11時 2号法廷 徳田賜平（三多摩反戦事務局長） 弁護士中西（国選） 東京地裁八王子支部水沢裁判長係
●68年10・21新宿騒乱闘争（民事） 11時 31号法廷 吉羽忠（被告団事務局長）など21名 弁護士斎藤浩二など4名 東京地裁民事31部岡田治裁判長係

28日
●69年4・28沖縄奪還闘争〈4グループ〉10時 312号法廷 結柴誠一（横国大）など13名 弁護士宮沢邦夫など5名（国選） 東京地裁刑事6部小野幹雄裁判長係

29日
●69年4・28沖縄奪還闘争〈4グループ〉10時 312号法廷 結柴誠一（横国大）など13名・弁護士宮沢邦夫（国選）など5名 東京地裁刑事6部小野幹雄裁判長係
●69・4・28破防法裁判 1時 701号法廷 本多延嘉（革共同書記長）など5名 弁護士井上正治など44名 東京地裁刑事2部服部一雄裁判長係

控訴審

20日
●69・1・18〜19東大闘争〈安田2グループ〉1時30分 317号法廷 内田透（東工大）など4名 弁護士山根二郎など15名 東京高裁第7刑事部栗本一夫裁判長係

23日
●69・1・18〜19東大〈法研2グループ〉10時 高裁1号法廷 川口顕など7名 弁護士山根二郎など15名 東京高裁第2刑事部樋口勝裁判長係

27日
●68・2・20王子闘争 1時30分 谷徹一（マル学同委員長） 弁護士大場[illegible] 東京高裁第3刑事部[illegible]野次雄裁判長係

関西

12日
●69年8・7神大路上パリ 10時 神戸地裁 野口恒など2名 弁護士樺島正法 神戸地裁刑事2部中川幹郎裁判長係

13日
●68年10・8羽田一周年 1時 大阪地裁陪審2号法廷 板倉元朝（関大） 弁護士岡田義雄 大阪地裁刑事1部久米川正和裁判長係

14日
●69年6・29京大C民青代議員大会粉砕 1時30分 京都地裁33号法廷 中野俊彦（大阪北部反戦） 弁護士小野誠など3名 京都地裁刑事3部橋本盛三郎裁判長係
●68年10・21御堂筋奪還 1時 大阪地裁新館5号 赤松英一（京大）など10名 弁護士辛島宏 大阪地裁刑事3部大西一夫裁判長係

19日
●69年11・14浦和地裁占拠 10時 大阪地裁陪審1号 沢山保太郎（部落研） 弁護士樺島正法 大阪地裁刑事4部角敬裁判長係

26日
●69年6月入管闘争 1時 神戸地裁 辻井修（泉北） 弁護士樺島正法 神戸地裁刑事2部中川幹郎裁判長係

30日
●69年5・23阪大全学封鎖 10時 大阪地裁陪審2号 山本清次（関大）など14名 弁護士樺島正法／大阪地裁刑事4部角敬裁判長係

群馬

27日
●67年高経大第二次3・20闘争 1号法廷 角田富夫（高経大）など7名 弁護士角田義一 前橋地裁水野正男裁判長係

中国

11日
●69年4・13闘争 10時 揚場寛夫（岡山大）など2名 弁護士奥津亘 岡山地裁刑事2部2係西尾政義裁判長係

13日
●69年4・12岡大機動隊導入阻止闘争 10時 揚場寛夫ら20名 弁護士奥津亘 岡山地裁刑事1部黒川四海裁判長係

26日
●68・10・21黄幡弾薬庫突入闘争／11時 山本卓雄（広島大）など7名 弁護士奥津亘 広島地裁呉支部西月信比古裁判長係

九州

8〜13日
●68・佐世保闘争 10時 吉羽忠（被告団長）など17名 弁護士斎藤浩二など 長崎地裁佐世保支部

22日
●69年4・26沖縄闘争 矢上康一（久留米大）など2名 弁護士山口伊左衛門 福岡地裁刑事5部1係田中一昭裁判長係

25日
●68・7・21山田弾薬庫撤去闘争／1時 三沢信光（西南大）など8名 弁護士崎間昌一郎 福岡地裁小倉支部刑事2部砂山裁判長係

前進　中核　販売書店

〈東京〉
★ウニタ書舗　水道橋駅下車白山通り、電／二九一−五五三三
★明大生協　お茶水駅下車明大学館2階、電／二九三−三三〇一〜四
□書泉ブックマート　お茶の水駅下車駿河台下角、電／二九四−〇一〇五
★郁文堂　本郷東大正門前　電／八一一−二八〇二
□茗渓堂　数寄屋橋ショッピングセンター地下1階、電／五七一−〇二〇三
★栄松堂　東京駅八重洲南口駅ビル1階、電／二一一−八二三四
★栄松堂　東京駅八重洲北口駅ビル1階、電／二一一−三六七五
★流水書房　虎の門共同通信ビル地下、電／五八三−五四八八
□政文堂　市ケ谷法政大前、電／二六三−五八四一
★政文堂売店　法政大学内地下、電／二六二−一四六四
★模索舎　新宿駅下車新宿御苑手前中江ビル1階、電／三五二−三六六八
□栄松堂　新宿駅ビル4階、電／三五二−六六七五
□文鳥堂　四谷駅前野原ビル1階、電／三五三−二六〇三
★文献堂　高田馬場駅下車、電／二〇三−二九七六
□ソーブン堂　高田馬場駅下車、電／二〇〇−七二〇一〜二
□谷書房　高田馬場駅下車、電／二〇三−二八七六
★高野書店　池袋西口バス通り、電／九七一−〇八四九
□芳林堂　池袋駅西口、電／九八四−一一〇一
★根元書房　江古田武蔵大前、電／九九一−三九四五
★裕弘堂　地下鉄新板橋北園高校前、電／九六一−三七二三
□常盤堂　常盤台駅南口、電／九五六−一一七五
□大盛堂　渋谷駅下車（3階）電／四六三−〇五一一
★雄文堂　目黒駅前、電／四九一−六七二二
□栄松堂　目黒駅ビル4階、電／四四二−四九二九
□鳳鳴館　東大駒場前、電／四六六−五四二五
□不二屋書店　自由ケ丘、電／七一八−五三二一
□京王書林　笹塚ショッピングセンター内、電／四六〇−四七六一
★栄松堂　蒲田東急ビル6階、電／七三一−二三四一〜六
□情海堂　大森郵便局前、電／七七一−五四一一
★ぼたん書房　中野駅北口商店街（アーケード内）
★川久保書店　東中野駅西口東中野銀座、電／三六八−二七三三
□文楽堂　中井駅前、電／九五一−四九七七
□文泉堂　高円寺北口、電／三三〇−三五七六
□湘南堂　高円寺南口、電／三一四−五五五五
□芙蓉堂　阿佐ヶ谷北口、電／三三八−一〇七二
□阿佐ヶ谷書店　阿佐ヶ谷北口、電／三三八−五八二九
★吉祥寺ウニタ　吉祥寺北口平和通り、電／〇四二二−二二−一九六一八
□光陽館　吉祥寺北口、電／〇四二二−二二−二五二七
□信愛書房　西荻窪南口、電／三三三−四九六一
★増田書店　国立南口、電／〇四二五−七二−〇二六二
★一ツ橋大生協　国立
□こやま書店　国分寺北口、電／〇四二三−二一−六八七五
□久書店　武蔵小金井南口
〈神奈川〉
★栄松堂　横浜駅ビル4階、電／〇四五−三一一−六一四六
□ソーブン堂　川崎駅前日航ビル2階、電／〇四四−二三−五八
□天下堂　鶴見駅ビル4階、電／〇四五−五一一−〇九一六
□白梅書店　小田急向ヶ丘遊園駅南口
〈千葉〉
★ときわ書房　船橋
〈埼玉〉
□上野台書店　上福岡団地前
〈長野〉
□諏訪書店　諏訪市清水町
〈大阪〉
★曽根崎書店　梅田
★大阪ウニタ　ナンバ球場横
□西日本書店　南森町
★三栄書房　大経大前
□サンブックセンター　住吉団地
〈京都〉
★三月書房　寺町二条上ル
★京都書院　四条河原町
★ふたば書房　河原町三条
★関東書籍　河原町今出川
★中西屋　京大正門前
□東寺書房　九条大宮
〈兵庫〉
□イカロス書房　三の宮高架下
〈和歌山〉
★宮井平安堂　本町二丁目
〈広島〉
□平和書房　広島市内
□フタバ図書　広島市内
〈名古屋〉
□名古屋書房　中経ビル地中
□十月書房　市電大久手下車吹上
□千種正文館　千種駅前
□名大前正文館　名大前
□名工大生協
〈九州〉
□内藤書店
□西労書店　福岡市西中州
□西南大生協　同西陣
□九大生協　教養・医・工・新館
□金栄堂　北九州市小倉区魚町
□朝日堂　北九州市黒崎駅前
□金春堂　北九州市戸畑区浅生通
□熊本大生協　熊本市
□長崎大生協　長崎市
□積文館東中州支店　福岡市東中州
□金進堂　福岡市箱崎
〈金沢〉
★ふじ書房　金沢市寺町
□福音館　金沢市香林坊
〈仙台〉
□八重洲書房　仙台駅前八重洲街
〈秋田〉
□三光堂
〈北海道〉
□明正堂　札幌駅前

★印の書店では『前進』も扱っております。『共産主義者』、『勝利にむかっての試練』、『七〇年安保決戦』などは全国どの書店でも求められます。

「北富士闘争」第2号

内容■北富士現地報告（10月25日〜11月13日）■権力に屈すかし−母の会第一の小屋を撤退 ■富士のあるかぎり入会小屋はつぶれない（第二〜第六の小屋まで）■農民ゲリラに翻弄される機動隊 ■北富士演習場の問題点（われわれはなぜ闘うか）■第一号以後の闘争日誌

定価　円（〒35）　北富士闘争連絡会発行　連絡先　東京都杉並区高円寺北2−33−4静和荘6号（前進社でも扱います）

急迫せる三里塚特措法粉砕
強制執行実力阻止闘争にむけての必読文献

闘う三里塚　第2集

1月17日発売！

■現地闘争本部からの緊急アピール
■革命的蜂起論（戸村一作）
■闘いの記録一九六九−七〇年
■一二・六〜七全国住民運動三里塚総決起集会の全発言
■少年行動隊の作文集
■七一年特措法粉砕にむけて−現闘本部法対部

二〇〇円

発行　千葉県反戦、三里塚現闘本部

申し込みは、三里塚現闘本部（成田市天神峰四二）または千葉県反戦事務局（千葉市登戸町三−一〇−二大谷方）へ（前進社でもあつかいます）

第9号——200円（〒30）

破防法研究

アジア侵略への全面的再編成
七〇年代の日本の政治社会……陶山健一
日帝のアジア侵略を阻止する労働運動を
七〇年代反戦派の任務……全国鉄[illegible]戦線

三里塚・激闘の三日間
座談会——日本農民闘争の新地平
全日本農民の蜂起を訴える……戸村一作
階級闘争の拠点を構築し空港粉砕へ……[illegible]山[illegible]夫
三里塚の闘いに連帯する砂川基地拡張反対同盟……宮岡政雄
日本原青年反対同盟……鎌田[illegible]幸
資料・公共用地の取得に関する特別措置法（抜粋）

小西裁判と隊友反戦結成の意味するもの
全国隊友反戦世話人　荒川[illegible]昭
法務省は在日朝鮮人の国籍書換えを無条件で認めよ

破防法公判傍聴記（三）　浅田光輝
破防法違反起訴状（赤軍派・塩見孝也）

破防法研究会　東京都港区新橋2−8−16石田ビル　小長井法律事務所　振替東京2[illegible]

青年社　東京・神田神保町2〜32　TEL（03）262−1026（代表）

日本革命運動史
戦前篇Ⅰ　田川和夫

厚き壁に閉ざされた戦前日本革命運動の苦闘と敗北を革命的左翼の立場からはじめて解明する待望の書。

■日本革命運動史・戦前篇Ⅰ
1ロシア革命と米騒動　2日本労働組合運動と友愛会　3日本共産党の結成　4山川均の「方向転換論」と日本共産党　5関東大震災と総同盟の方向転換　6総同盟の分裂と労働組合評議会の成立　7日本共産党の再建と三・一五事件
■日本スターリン主義の形成と没落
三二年テーゼと日本スターリン主義
■神山茂夫論＝日本革命運動史に関する一視角
戦前戦後の党活動　転向問題　志賀・神山論争　五一年綱領と神山理論

B6版・344頁・グラビア4頁・上装　価820円